# 仙北市こども計画

（令和7年度～令和 11 年度）

（素案）

令和7年３月４日現在

仙北市

# はじめに

# 目　　次

**第１章　計画策定にあたって ..... 3**
１　計画策定の背景と趣旨 ..... 3
２　計画の位置づけ ..... 5
３　上位計画・関連計画との関係 ..... 6
４　計画の期間 ..... 6
５　子ども・子育てに関する主な法律・制度 ..... 7
６　計画の策定体制 ..... 9
７　県や近隣市町村との連携 ..... 9
８　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）について ..... 10

**第２章　子ども・子育て支援の現状と課題 ..... 13**
１　本市における人口とこども人口の状況 ..... 13
２　子育て家庭の状況 ..... 15
３　保護者の就労・育児休業制度利用の状況 ..... 18
４　子育て支援事業の利用状況 ..... 22
５　こどもの生活の状況（アンケート調査結果） ..... 25
６　若者の状況（アンケート調査結果） ..... 33
７　施策の進捗評価 ..... 41
８　本市における子育て支援に関わる課題 ..... 43

**第３章　計画の基本的な考え方 ..... 47**
１　計画の基本理念 ..... 47
２　基本的な方針 ..... 48
３　計画の基本目標等 ..... 49
４　計画の施策体系 ..... 50

**第４章　こども・若者世代の施策展開 ..... 53**
基本目標１　こども若者の健やかな育ちを支え自分らしくる暮らせるまちづくり ..... 53
施策１　こどもの権利を尊重する取組の推進 ..... 53
施策２　遊びや体験活動の推進 ..... 53
施策３　こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ..... 54
施策４　こどもの貧困対策 ..... 55
施策５　障がい等のあるこども・若者への支援 ..... 58
施策６　その他特別な配慮が必要なこども・若者への支援 ..... 58
施策７　こども・若者の安全を守る環境整備 ..... 60
基本目標２　すべてのこども・若者がそれぞれのライフステージで安心して成長できる環境づくり..... 62

施策１　こどもの誕生前から幼児期の支援 ..... 62
施策２　学童期・思春期への支援 ..... 64
施策３　青年期 ..... 67
基本目標３　地域ぐるみで子育てを支えのびのびとこどもを育む環境づくり ..... 67
施策１　子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ..... 68
施策２　ひとり親家庭への支援 ..... 69
施策３　子育てと仕事の両立支援 ..... 70

**第５章　子ども・子育て支援事業の展開 ..... 73**
１　子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正 ..... 73
２　計画の基本的記載事項 ..... 73
３　教育・保育事業等の提供区域 ..... 74
４　児童人口の将来推計 ..... 76
５　教育・保育の量の見込みと確保方策 ..... 77
６　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ..... 81
７　教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について ..... 91
８　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項 ..... 92

**第６章　計画の推進体制 ..... 95**
１　計画の推進に向けた役割 ..... 95
２　計画の点検・評価・改善 ..... 97
８　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項 ..... 98

**資料編 ..... 101**
１　2025 年度　部局経営方針シート ..... 101

# 第1章
# 計画策定にあたって

# 第1章　計画策定にあたって

## 1　計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、こどもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

この「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的方針や重要事項等を一元的に定めたものとなっており、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

このような状況のなか、「仙北市第二期子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に終了し、令和5年4月に施行されたこども基本法により、市町村はこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされていることから、令和7年度から令和 11 年度までの5年間を計画期間とする「仙北市こども計画（以降「本計画」という）」を、「仙北市第三期子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、こども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

# こども大綱の概要

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とするとされています。

「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

こども大綱の6本の柱

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

①ライフステージを通した重要事項

②ライフステージ別の重要事項（こどもの誕生から幼児期まで、学童期、思春期、青年期）

③子育て当事者への支援に関する重要事項

こども施策を推進するために必要な事項

①こども・若者の社会参画・意見反映

②こども施策の共通の基盤となる取組

## 2　計画の位置づけ

こども基本法第 10 条において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、次に掲げる計画を本計画に包含させ、一体的に取り組むものとします。

| 計画名称 | 根拠法 |
|---|---|
| こども計画 | こども基本法第 10 条 |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法第 61 条 |
| 次世代育成支援行動計画 | 次世代育成支援対策推進法第 8 条、第 9 条 |
| 子ども・若者育成支援計画 | 子ども・若者育成支援推進法第 9 条 |
| こどもの貧困の解消に向けた対策計画 | こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律第10条 |

【計画の対象】

本計画は、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生年代）及び思春期（中学生年代からおおむね 18 歳まで）だけでなく、青年期（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満まで）、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者を対象とします。

「こども」・「若者」の定義について

こども基本法では「こども」は 18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないように「心身の発達の過程にある者」と定義されており、こども大綱では乳幼児期、学童期、思春期、青年期に分けてライフステージ別に重要事項が示されています。このことから、本計画においては、こどもが若者となり大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支援が出来るよう上記のとおり対象とします。

## 3　上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「仙北市総合計画」を最上位計画、地域福祉計画を上位計画とし、障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画、、男女共同参画推進プラン、食育推進計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

■ 他計画等との連携

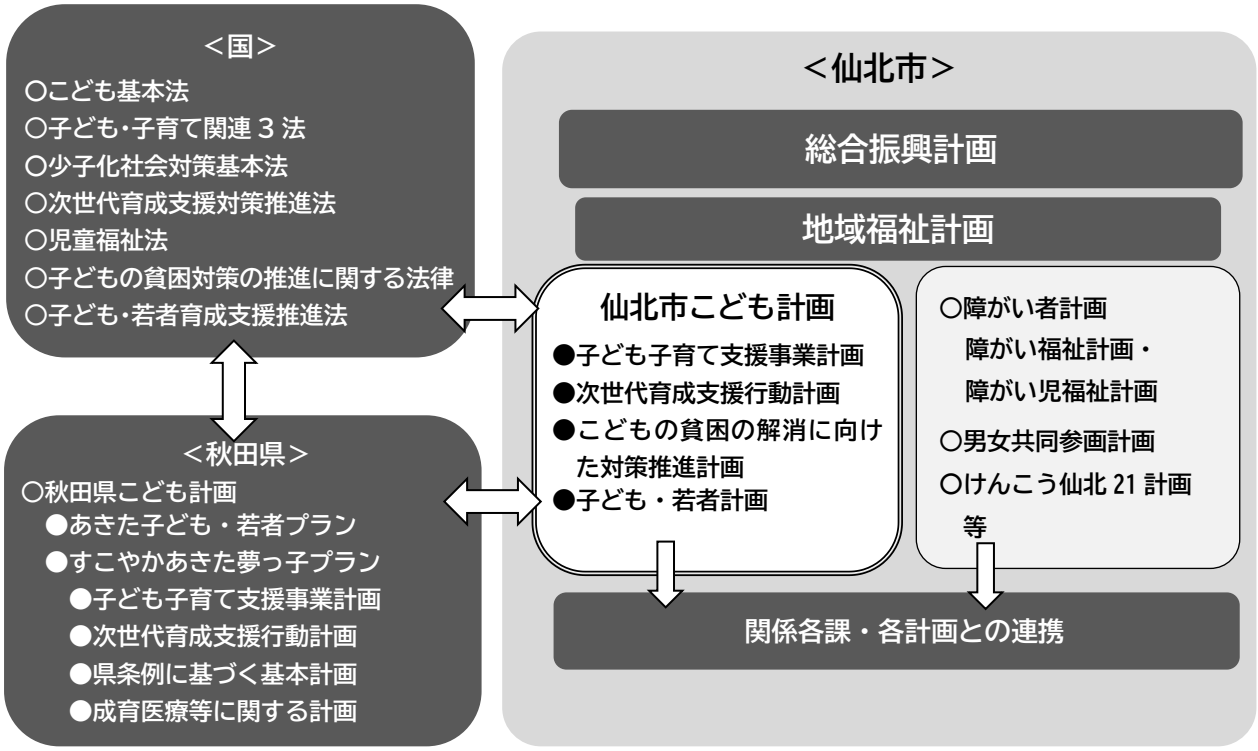


## 4　計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの５年間とします。
また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

| 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第2期仙北市子ども・子育て支援事業計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | 仙北市こども計画 | | | | |

## 5 子ども･子育てに関する主な法律･制度

■ 子ども・子育て関連３法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

| 平成 | 法律・制度等 | 内容 |
|---|---|---|
| 24 年度 | 子ども・子育て関連３法 | 子ども・子育て支援事業の策定が明記。 |
| 25 年度 | 待機児童解消加速化プラン | 平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大） |
| | 子どもの貧困対策の推進に関する法律 | 子どもの貧困対策計画の策定が明記。<br>（⇒平成 26 年 8 月 29 日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定） |
| 26 年度 | 次世代育成支援対策推進法 | 令和 7 年 3 月末までの時限立法に延長。 |
| 27 年度 | 子ども・子育て支援事業計画 | 新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）。 |
| | 保育士確保プラン | 加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保。<br>（⇒平成 27 年に 9 万人分に拡大） |
| | 少子化社会対策大綱改定 | 子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。 |
| 28 年度 | 子ども・子育て支援法一部改正 | 待機児童解消加速化プランにより 40 万人⇒50 万人分に上乗せされた 10 万人分の受け皿確保について、内訳の 5 万人分を企業主導型保育の設置により対応。 |
| | ニッポン一億総活躍プラン | 保育士の処遇について、新たに 2%相当の改善。平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む。 |
| | 切れ目のない保育のための対策 | 待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。 |
| 28 年度 | 児童福祉法改正 | 児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。<br>（一部平成 29 年 4 月施行） |
| 29 年度 | 子育て安心プラン | 令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。 |
| | 新しい経済政策パッケージ | 「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。 |

| 平成 | 法律・制度等 | 内容 |
|---|---|---|
| 30 年度 | 子ども・子育て支援法一部改正 | 事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。 |
| | 新・放課後子ども総合プラン | 令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。 |

| 令和 | 法律・制度等 | 内容 |
|---|---|---|
| 元年度 | 幼児教育・保育の無償化 | 10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。 |
| 2 年度 | 子ども・子育て支援事業計画（第 2 期） | 市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第 2 期）開始。（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度） |
| 4 年度 | 子ども・子育て支援法一部改正 | 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。 |
| | 児童手当法の一部改正 | 児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。 |
| 5 年度 | こども家庭庁の創設 | こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。 |
| | こども基本法の成立 | 全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。 |
| | こども大綱の閣議決定 | これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。 |
| 6 年度 | 次世代育成支援対策推進法 | 令和 17 年 3 月までの時限立法に再延長。 |
| | 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められる。 |

## 6　計画の策定体制

### (1)子ども・子育て会議の設置

本計画の内容を審議し意見が広く反映されるよう、地域の関係者や一般公募から選ばれた市民代表者などの委員で構成される「仙北市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容の検討を行いました。

### (2)子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施及び若者意識調査の実施

市民の皆様の子育てに関する状況や仙北市の子育て支援サービスに対するご要望・ご意見、保育ニーズ、子育て世帯の生活状況等や若者の普段の生活状況や意識について把握し、得られた調査結果を計画に反映させることを目的に、アンケート調査を実施し、こどもや若者からの意見などを踏まえ、今後の子育て支援やこども・若者支援を展開していくための基礎資料としました。

### (3)パブリックコメントの実施

仙北市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和 X 年 X 月 XX 日から令和 X 年 X 月 XX 日まで意見の募集を実施し、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

## 7　県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や提供量の確保策にあたっては、市民の必要なニーズ量が確保できるよう、庁内の関係部署が近隣市町村と協議・調整を行いながら、相互に連携を図りました。また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うことになっているため、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

## 8　持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。

# 第2章
# 子ども・子育て支援の現状と課題

# 第２章　子ども・子育て支援の現状と課題

## １　本市における人口とこども人口の状況

### (1)人口とこども人口の推移

本市の人口は平成 29 年から令和6年にかけて 4,108 人(15.0%)減少しています。3階級別人口をみると、老年人口(65 歳以上)は令和元年まで増加傾向にありましたが、令和2年以降は減少となり、いずれの階級も減少傾向にあります。

■３階級別人口の推移

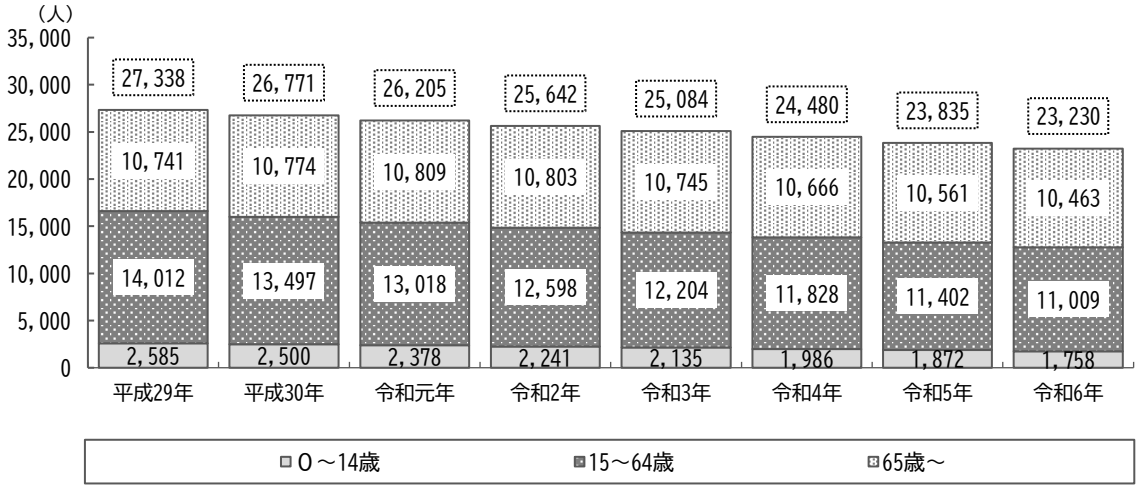


資料：住民基本台帳（各年４月１日）

こども人口も、総人口に対する児童(0～11 歳)の割合は減少傾向にあり、令和6年には 5.4%となっています。

■こども人口（0～11 歳）の推移

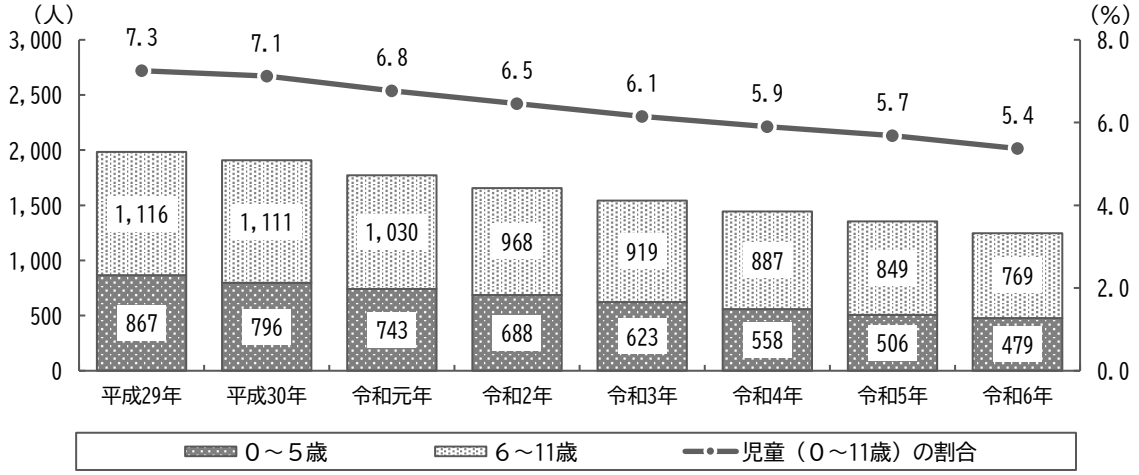


資料：住民基本台帳（各年４月１日）

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成 29 年から令和6年にかけて 388 人（44.8%）減少しており、令和6年では5歳児以外の階級で 100 人以下となっています。

■０～５歳児の人口推移

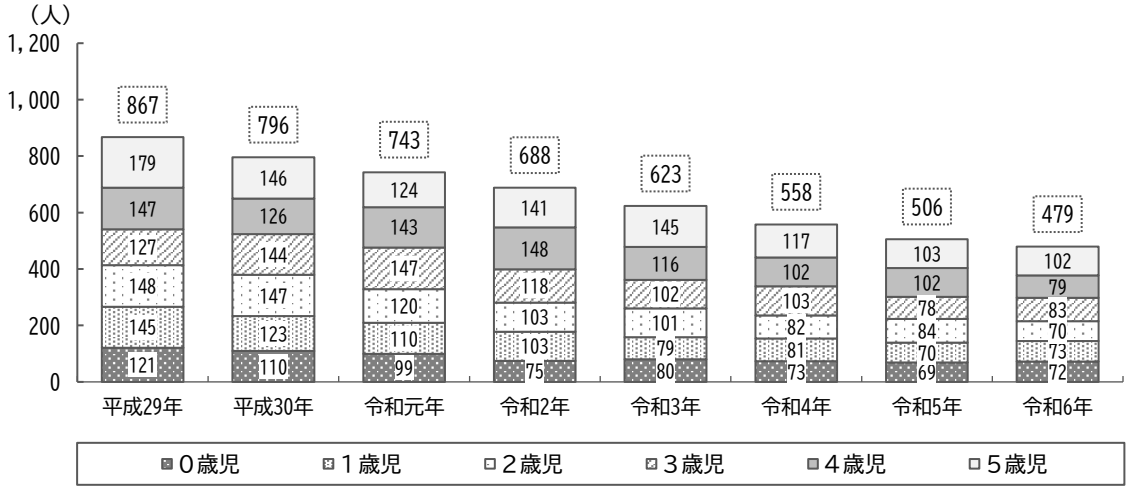


資料：住民基本台帳（各年４月１日）

## （2）合計特殊出生率の推移

女性が一生の間に生むと推定されるこどもの数を示す合計特殊出生率を見てみると、本市の数値は、平成 27 年、平成 28 年、平成 29 年、令和2年は全国値と秋田県平均を上回っていますが、増減を繰り返し、令和5年は 1.07 となっています。

■合計特殊出生率の推移

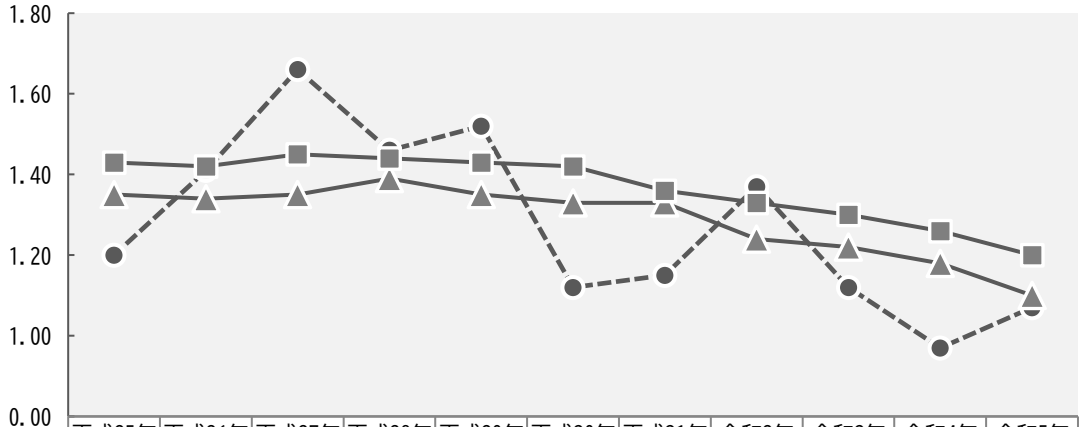


| | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 仙北市 | 1.20 | 1.41 | 1.66 | 1.46 | 1.52 | 1.12 | 1.15 | 1.37 | 1.12 | 0.97 | 1.07 |
| 秋田県 | 1.35 | 1.34 | 1.35 | 1.39 | 1.35 | 1.33 | 1.33 | 1.24 | 1.22 | 1.18 | 1.10 |
| 全国 | 1.43 | 1.42 | 1.45 | 1.44 | 1.43 | 1.42 | 1.36 | 1.33 | 1.30 | 1.26 | 1.20 |

資料：秋田県人口動態統計

＜参考＞出生順位ごとの母の平均年齢（H30）

| 総数 | 第1子 | 第2子 | 第3子 |
|---|---|---|---|
| 32.0歳 | 30.8歳 | 33.0歳 | 32.3歳 |

資料：地域少子化・働き方指標（内閣官房）

## 2 子育て家庭の状況

### (1)子育て世帯の推移

平成 22 年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、いずれの世帯も減少しています。

■子育て世帯（18 歳未満のこどもがいる世帯）の推移

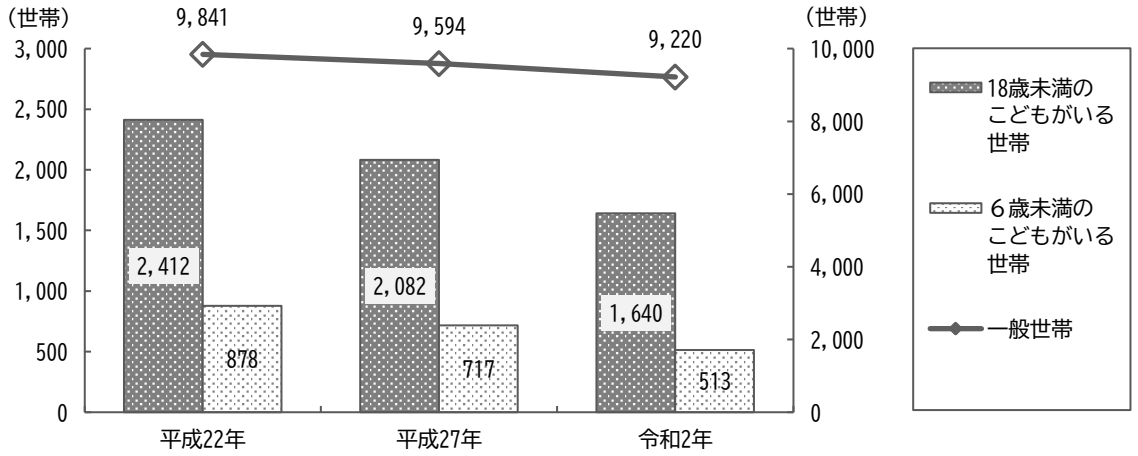


資料：国勢調査

18 歳未満のこどもがいる世帯の総世帯数は大きく減少しているものの、平成 27 年から令和2年の 18 歳未満のこどもがいる母子世帯の推移をみると、ほぼ横ばいとなっています。

■18 歳未満のこどもがいるひとり親世帯の推移

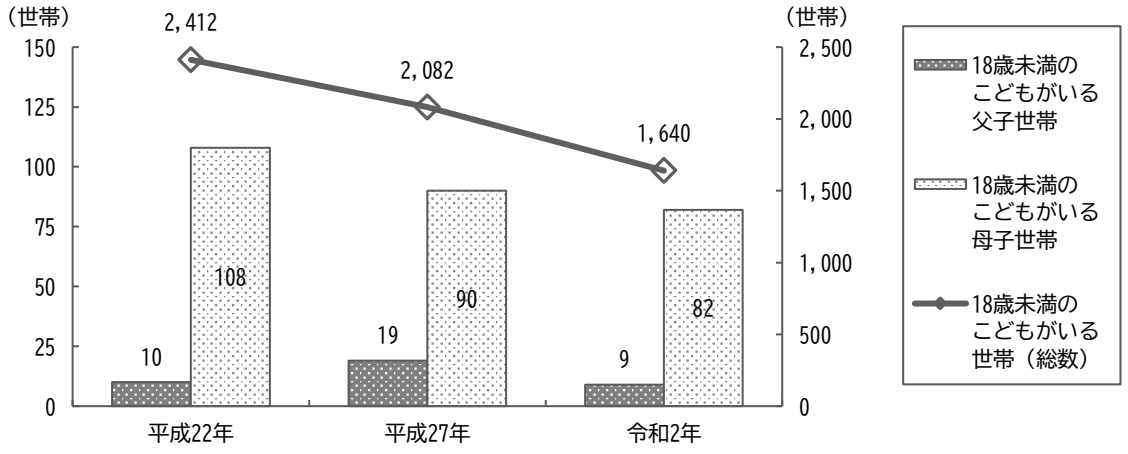


資料：国勢調査

## (2)子育て世帯のこどもの人数と主な保育者

調査結果から子育て世帯のこどもの人数をみると、就学前児童の世帯では「2人」(44.1%)、小学生の世帯では「2人」(52.5%)が最も高くなっています。また、3人以上のこどもがいる世帯は、就学前児童で 18.8%、小学生で 27.3%となり、前回調査と比較すると、就学前児童では 0.4 ポイント、小学生では 1.9 ポイント高くなっています。

■子育て世帯のこども人数

【H30 調査（就学前児童）】

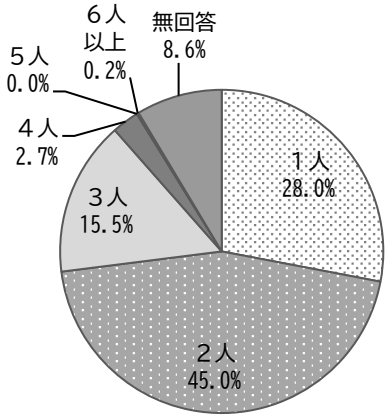


就学前児童 n=440

【R5 調査（就学前児童）】

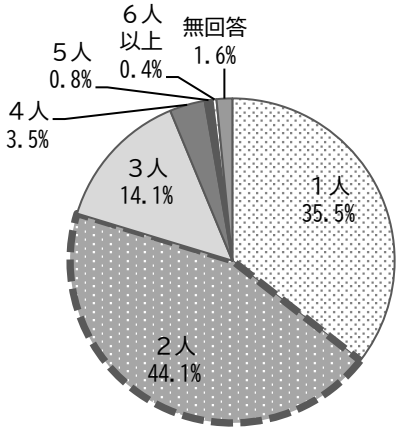


就学前児童 n=256

【H30 調査（小学生）】

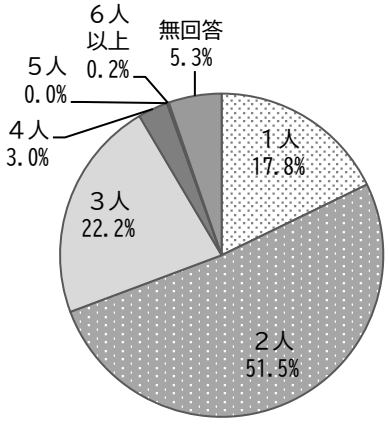


小学生 n=437

【R5 調査（小学生）】

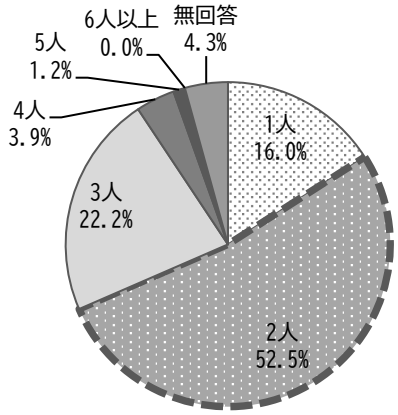


小学生 n=257

資料：子ども・子育てニーズ調査結果

「日常的に子どもをみてもらえる親族・知人がいる」就学前児童は 37.5%で、前回調査より 6.7 ポイント低くなっています。「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる親族・知人がいる」就学前児童は 60.5%で、前回調査より 3.2 ポイント高くなっています。一方、「いずれもいない」は 10.5%で、前回調査より 1.8 ポイント高くなっています。

■主な親族等協力者の状況

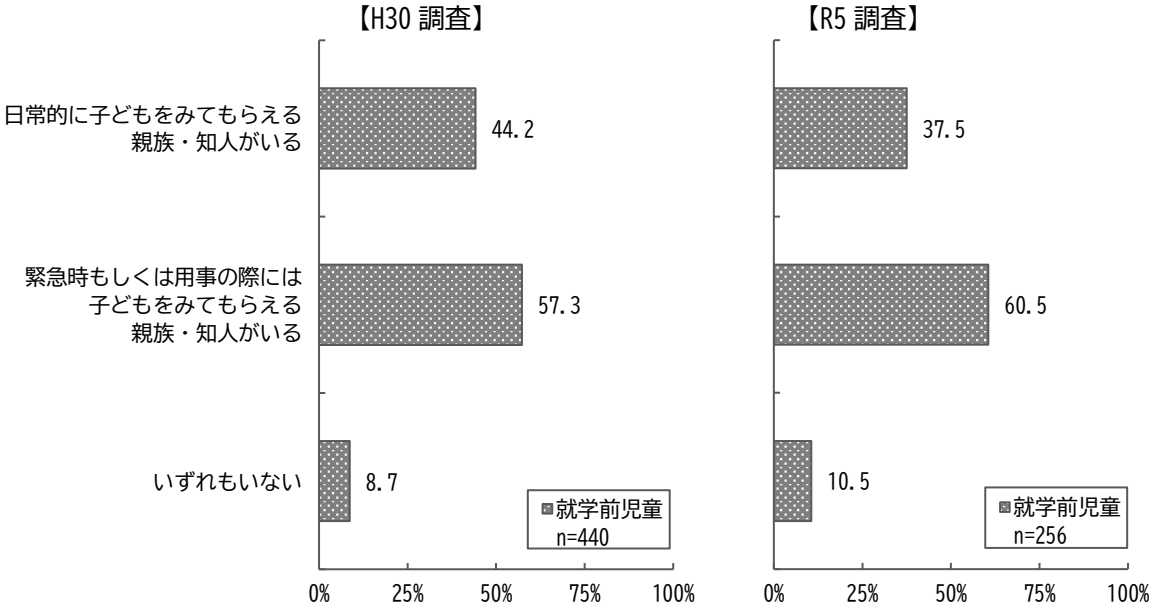


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

## 3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

### (1)就業率の推移

本市の 15 歳以上の就業率をみると、男性、女性ともに平成 22 年までは減少傾向にありましたが、その後は増加傾向となっています。令和2年の女性の就業率は 49.6%で、5割に満たない状況です。

■男女別就業率の推移

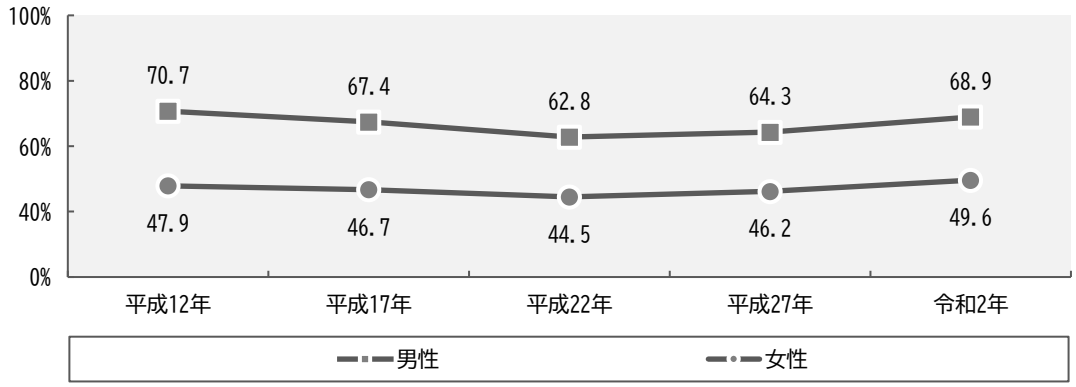


資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚・出産時期に労働力率が低下するM字カーブはみられず、フラット化の傾向にあります。また、平成 22 年、平成 27 年と比較すると、20 歳以降の年代で上昇しています。

■女性の年齢別労働力率

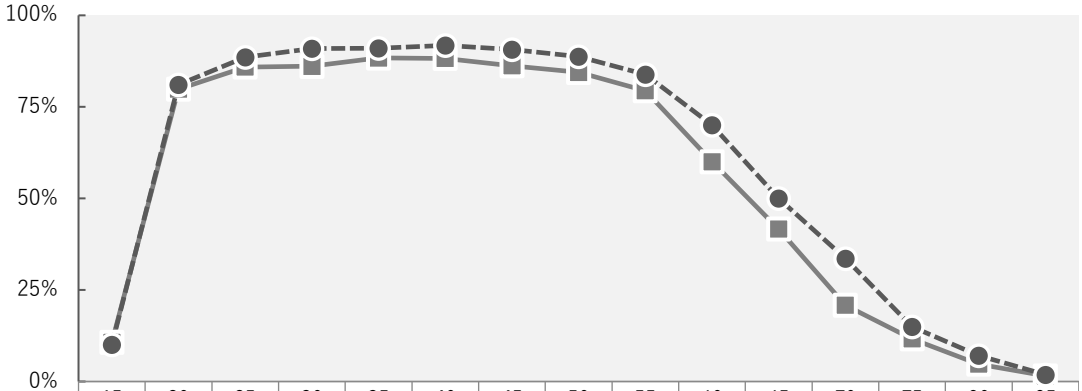


| | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85歳以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年 | 10.7 | 79.9 | 85.9 | 86.1 | 88.4 | 88.3 | 86.2 | 84.4 | 79.4 | 60.1 | 41.6 | 20.8 | 11.7 | 4.8 | 1.5 |
| 令和2年 | 10.1 | 81.1 | 88.6 | 90.9 | 91.0 | 91.8 | 90.6 | 88.7 | 83.9 | 70.0 | 50.0 | 33.6 | 14.9 | 7.1 | 1.9 |

資料：国勢調査

## (2)母親の就労状況

「フルタイムで就労」「パート・アルバイト等で就労」を合わせると、現在就労している母親は就学前児童で 89.9%、小学生で 90.7%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で 2.2 ポイント、小学生で 1.3 ポイント低くなっています。

■母親の就労状況

就学前児童

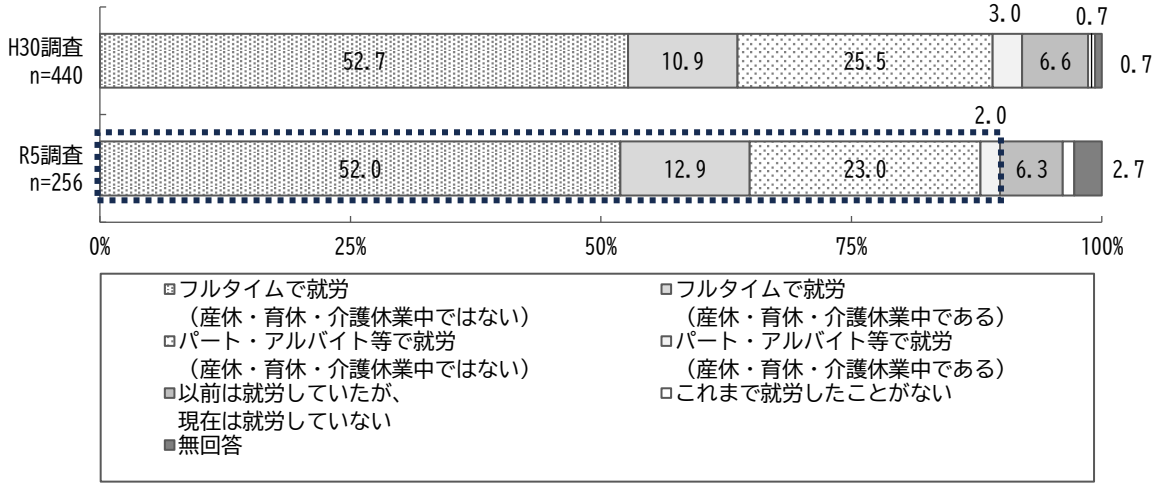


小学生

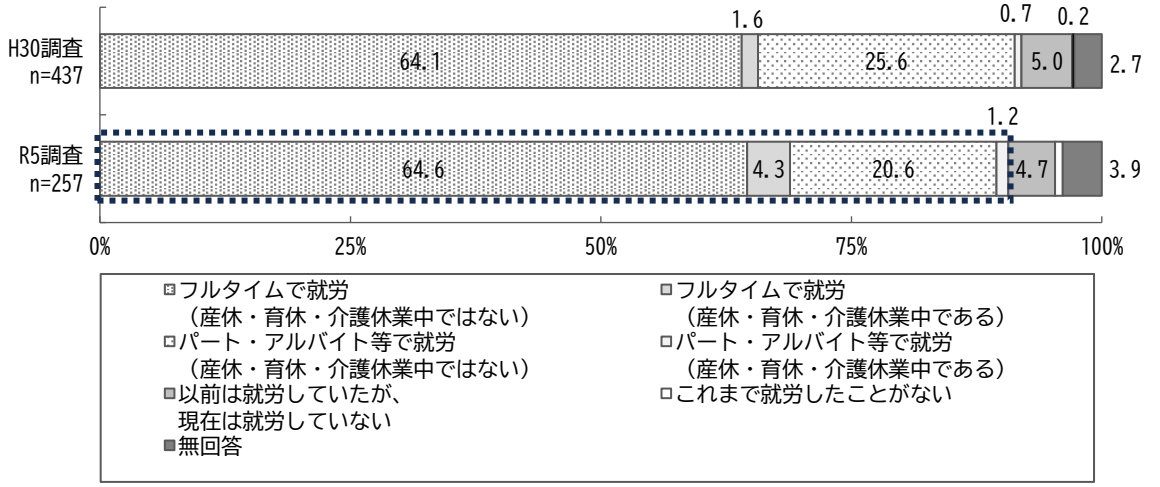


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると、就労希望のある母親は就学前児童で 79.0%、小学生で 42.8%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で 0.8 ポイント、小学生で 21.1 ポイント高くなっています。

■就労していない母親の就労意向

就学前児童

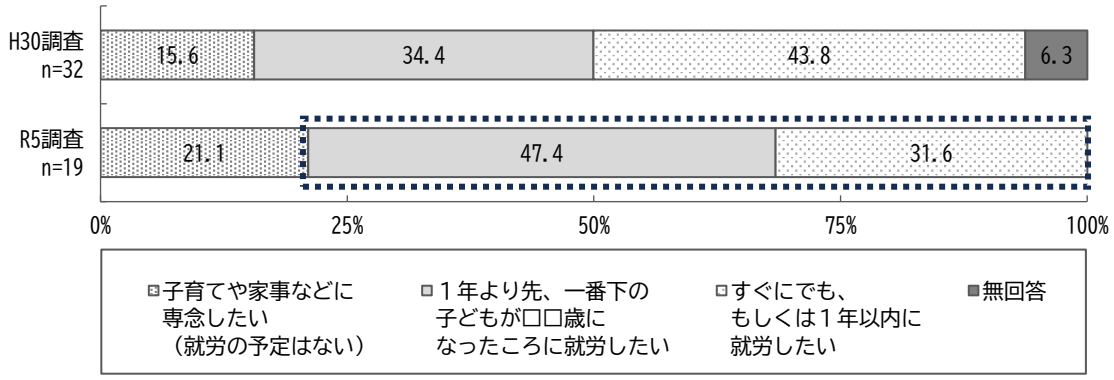


小学生

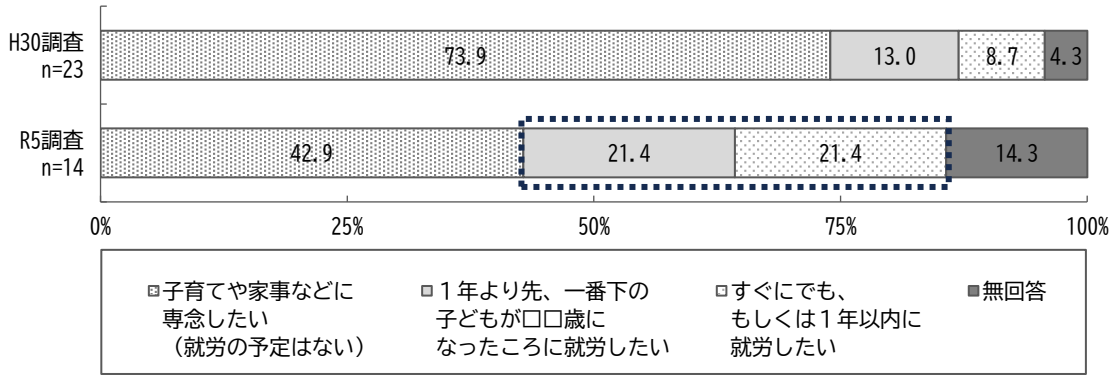


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

## (3)育児休業制度利用の状況

育児休業制度を「取得した(取得中である)」母親は 70.3%であるものの、父親は 12.5%で極めて低い状況です。前回調査と比較すると、母親は 9.6 ポイント、父親は 10 ポイント高くなっています。

■育児休業制度の利用状況

就学前児童（母親）

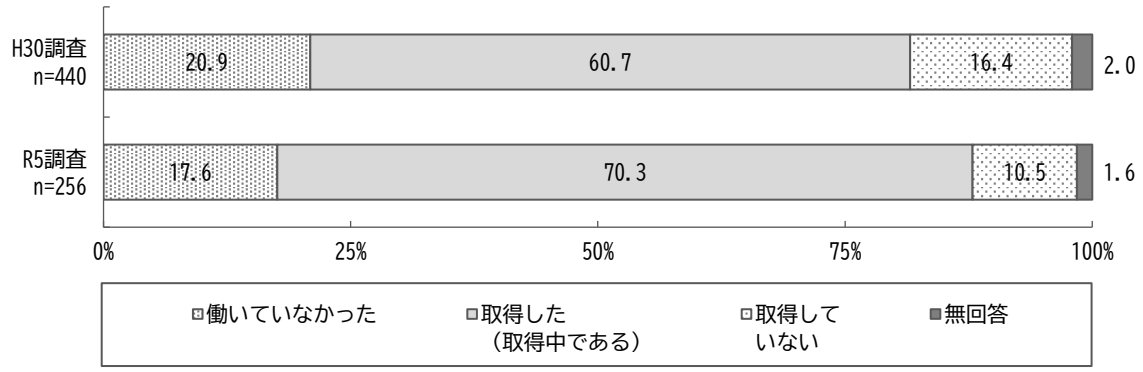


就学前児童（父親）

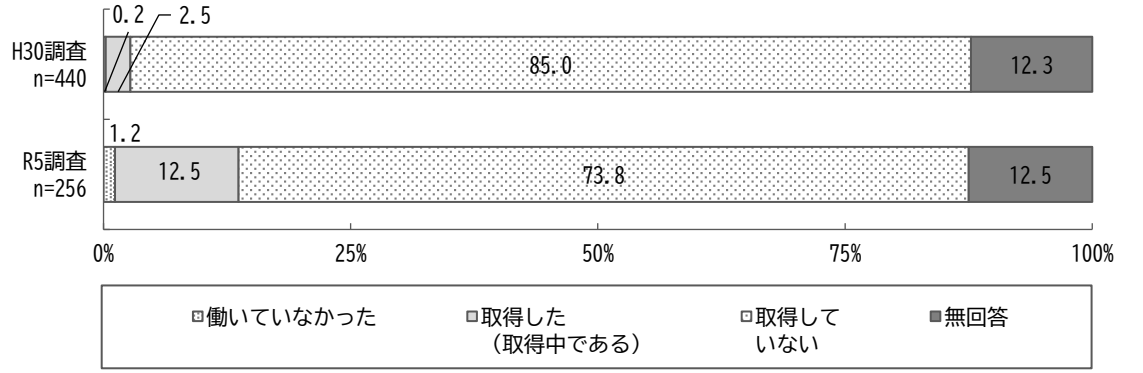


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

# 4　子育て支援事業の利用状況

## (1)定期的な教育･保育事業の利用状況

平日の定期的な教育･保育事業を「利用している」就学前児童は 89.1%となり、前回調査より3.4ポイント高くなっています。利用している事業では「認定こども園」(79.8%)が最も高くなっています。

また、今後の利用については、「認定こども園」が 81.3%、「認可保育所」が 23.0%と高くなっています。

■定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童

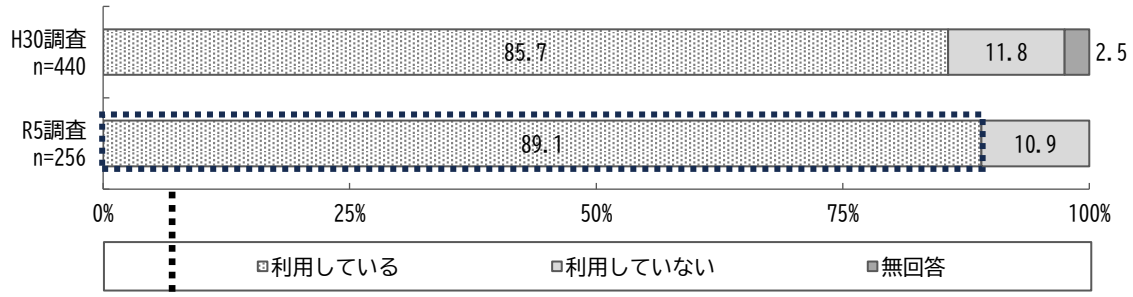


■利用している定期的な教育・保育事業　　■利用を希望する定期的な教育・保育事業

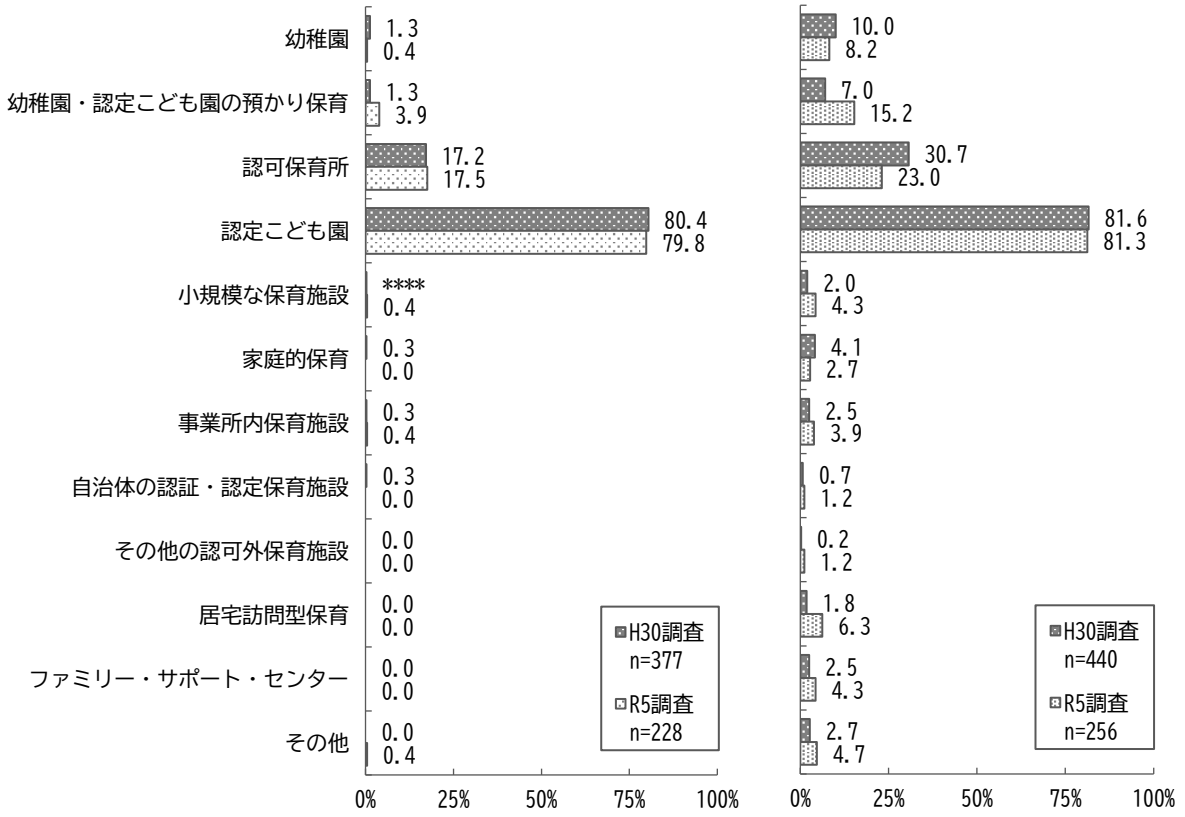


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

## (2)定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」(89.9%)、「子どもの教育や発達のため」(63.6%)で高くなっており、前回調査と比べ大きな変化はありません。

■定期的な教育・保育事業を利用している理由

就学前児童

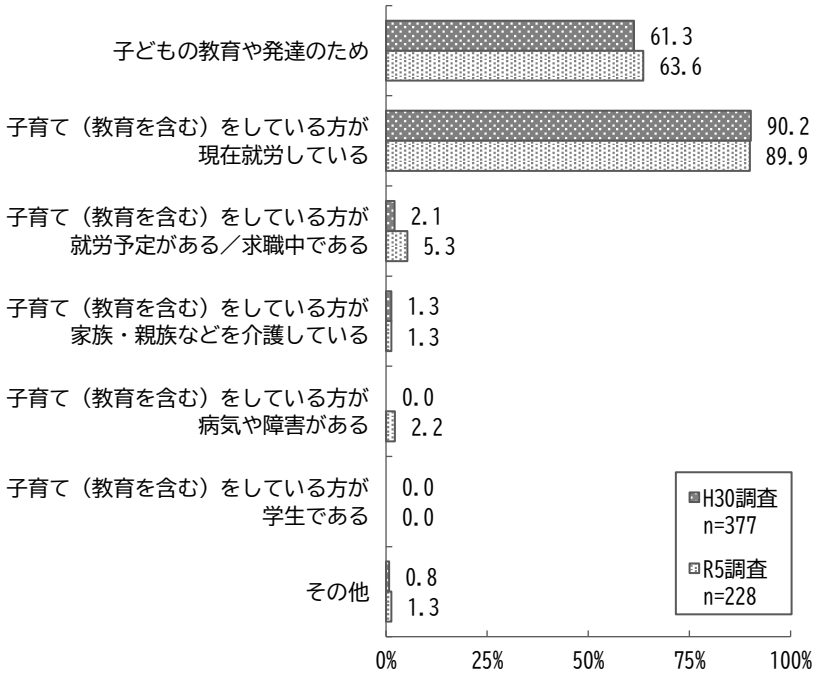


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

事業を利用していない理由は、「保護者自身で子育てを行っており、利用する必要がない」（60.7％）、「子どもがまだ小さいため（□歳になったら利用しようと考えている）」（53.6％）で割合が高くなっており、66.7％が「1歳」での利用開始を考えています。前回調査と比較すると、「保護者自身で子育てを行っており、利用する必要がない」は 8.8 ポイント、「子どもがまだ小さいため（□歳になったら利用しようと考えている）」は5.5ポイント高く、「その他」は7.1ポイント低くなっています。

■定期的な教育・保育事業を利用していない理由

就学前児童

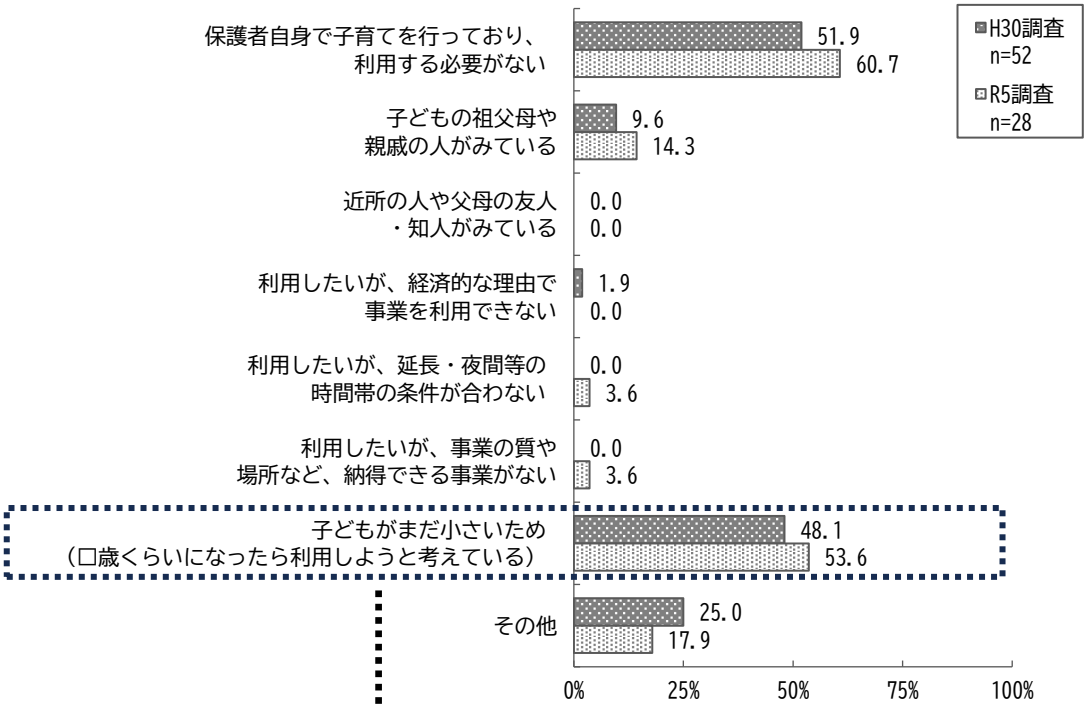


■利用を希望する子どもの年齢

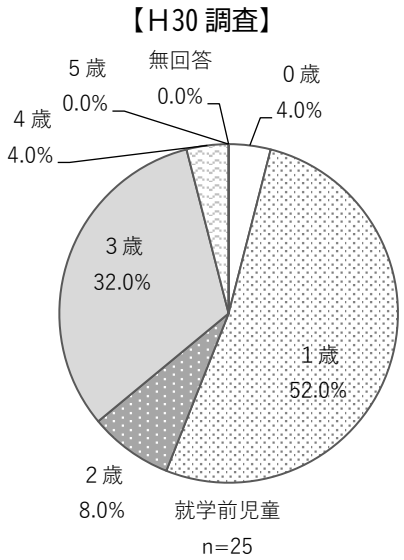


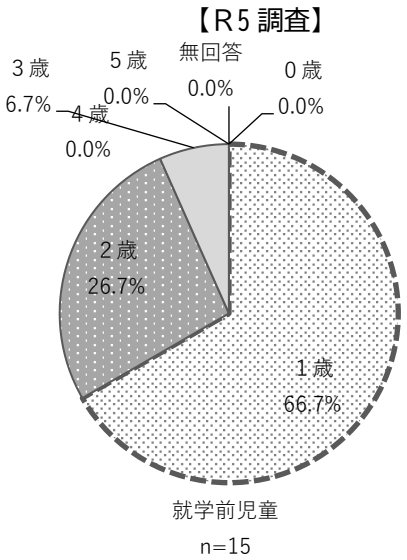


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

# 5　こどもの生活の状況（アンケート調査結果）

## （1）生活困難度

本調査では、保護者の有効回答票のうち、世帯収入についての質問を基に、国が算出した貧困線（127万円）に満たない世帯を「困窮世帯」と定義し、その他の世帯を「それ以外の世帯」と表記します。

その結果、27世帯が「困窮世帯」に、163 世帯が「それ以外の世帯」に該当しました。

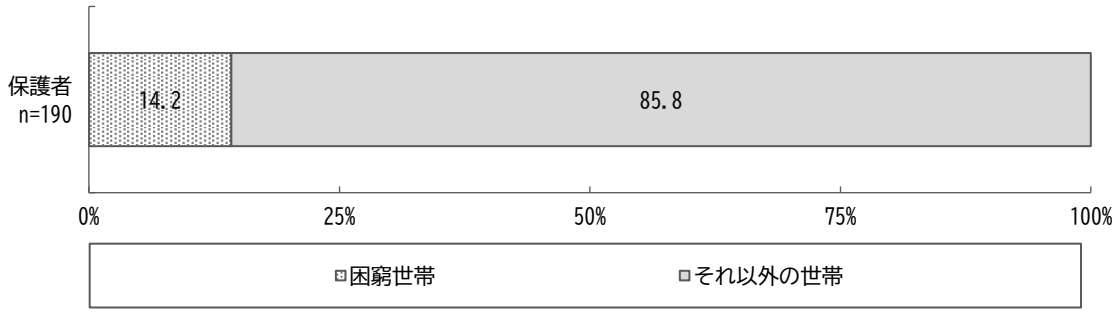


資料：こどもの生活状況調査結果

また、本調査では保護者調査とこども調査を関連付けて集計を行っています。

「困窮世帯」の割合は、小学生で 11.1%、中学生で 13.3%、高校生で 14.1%となっています。

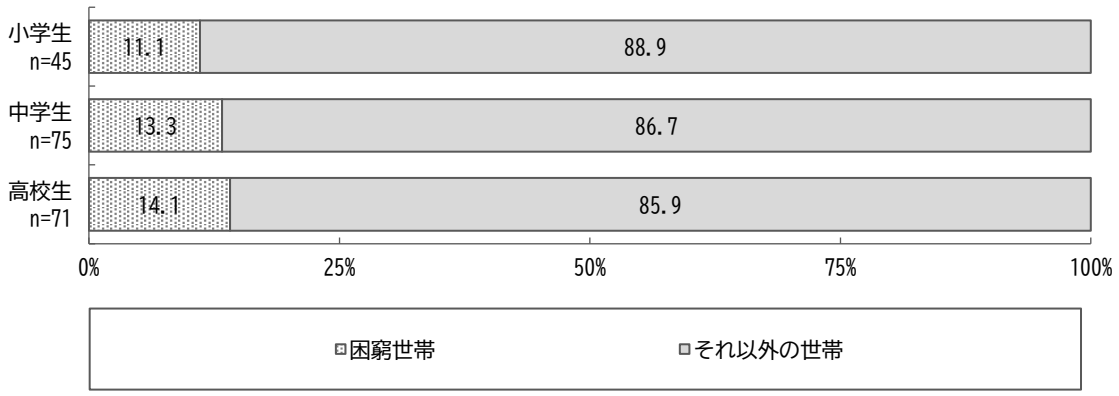


資料：こどもの生活状況調査結果

## (2)こどもの進学段階

将来、こどもが現実的に見てどの段階まで進学すると思うかでは、「大学またはそれ以上」において、それ以外の世帯の 40.3%に対して、困窮世帯は 25.9%と低くなっています。

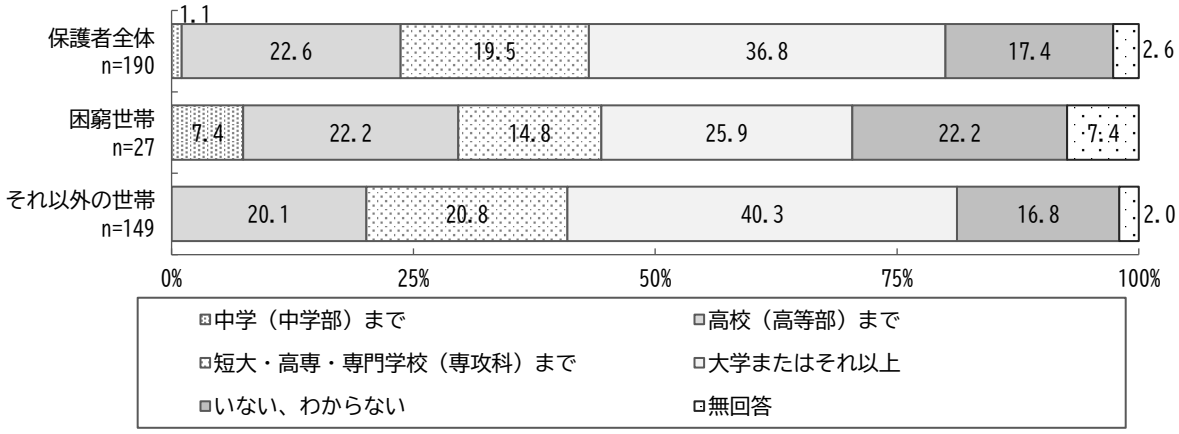


資料：こどもの生活状況調査結果

## (3)経済的な理由により食料が買えなかった経験

過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えなかったことがあるかでは、「あった(よくあった+ときどきあった)」において、それ以外の世帯の 4.0%に対して、困窮世帯は 33.3%と高くなっています。

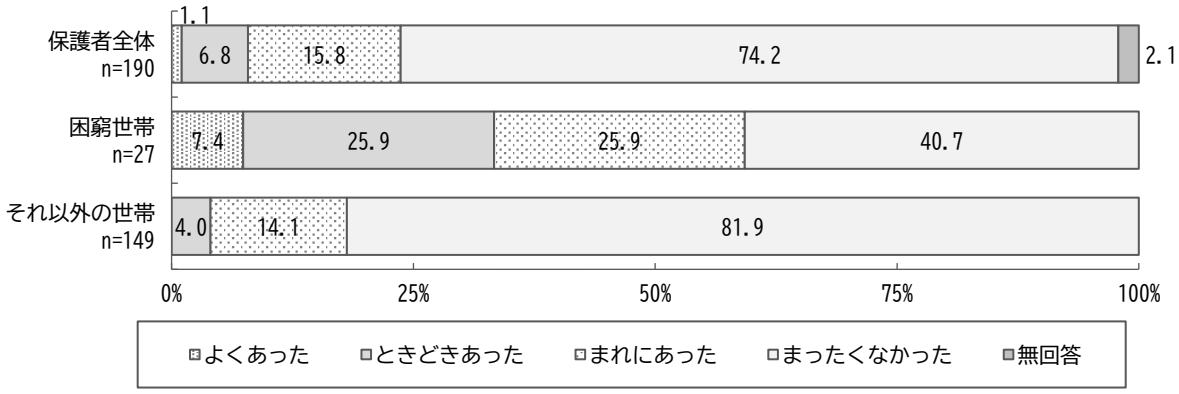


資料：こどもの生活状況調査結果

## (4)経済的な理由により衣服が買えなかった経験

過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えなかったことがあるかでは、「あった(よくあった+ときどきあった)」において、それ以外の世帯の 5.4%に対して、困窮世帯は29.6%と高くなっています。

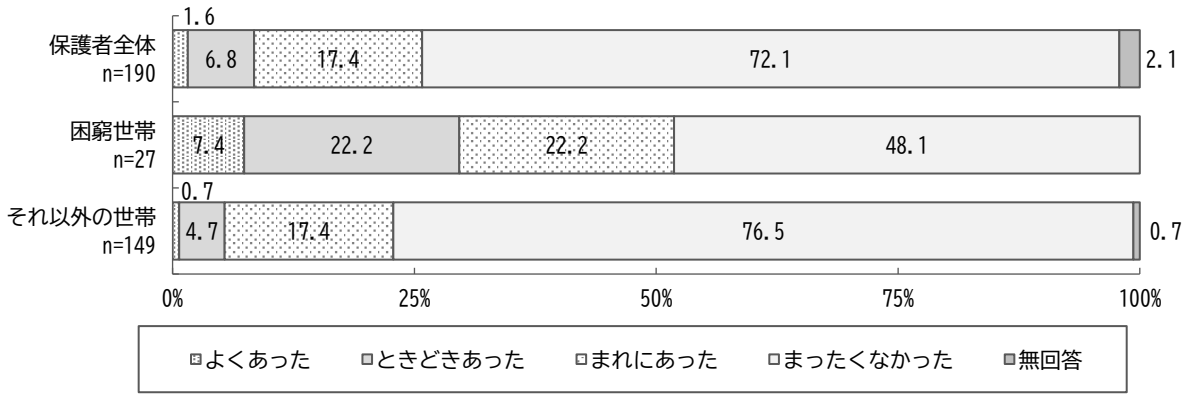


資料:こどもの生活状況調査結果

## (5)経済的な理由による未払い

過去1年の間に経済的な理由で未払いになった経験では、「ガス料金」、「水道料金」において、それ以外の世帯より、困窮世帯が高くなっています。

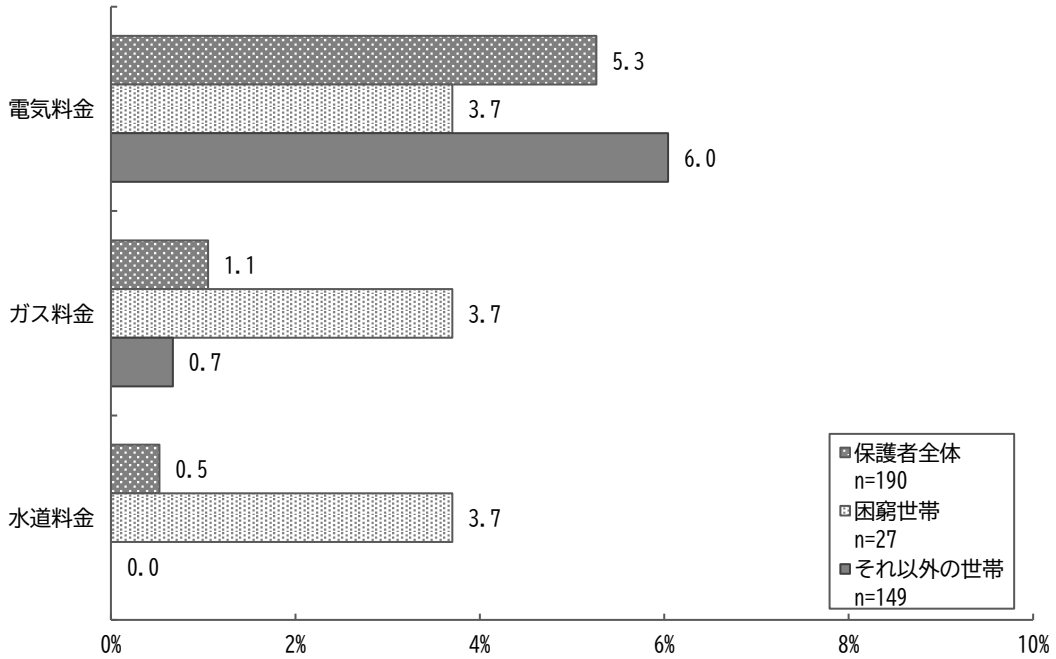


資料:こどもの生活状況調査結果

## (6)学校の授業の理解度

小学生の学校の授業の理解度では、「わからない(わからないことが多い+ほとんどわからない)」において、それ以外の世帯(7.5%)より、困窮世帯(40.0%)が高くなっています。

■小学生

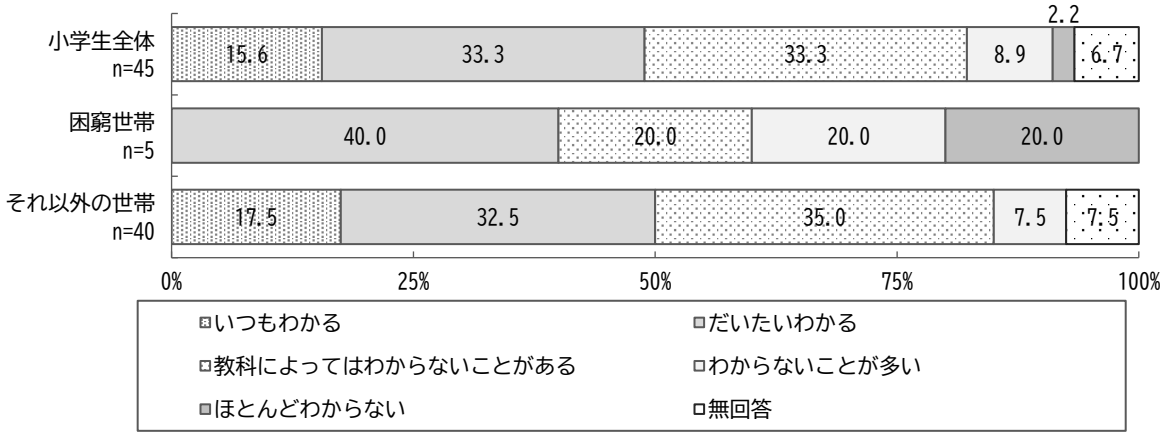


資料：こどもの生活状況調査結果

中学生の学校の授業の理解度では、「わからない(わからないことが多い+ほとんどわからない)」において、それ以外の世帯(9.2%)より、困窮世帯(20.0%)が高くなっています。

■中学生

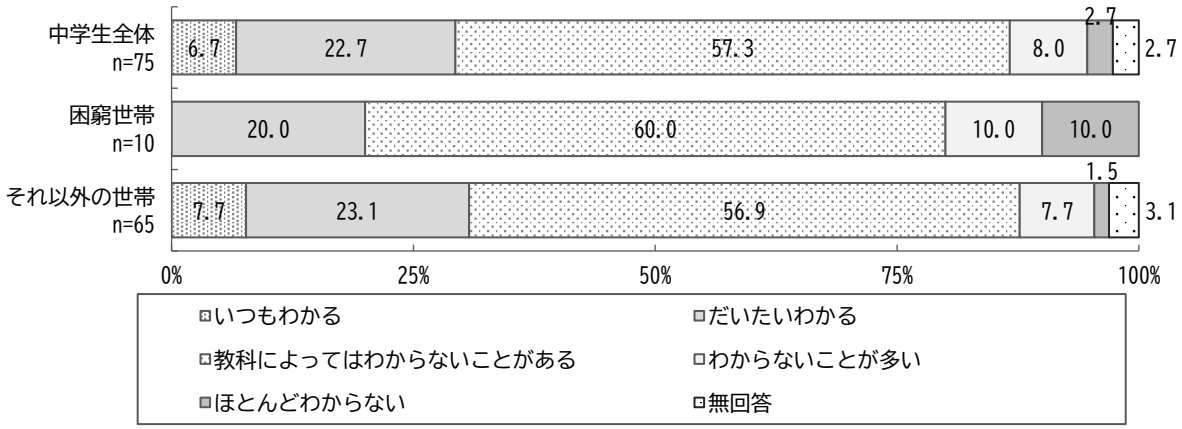


資料：こどもの生活状況調査結果

高校生の学校の授業の理解度では、「わからない（わからないことが多い＋ほとんどわからない）」において、それ以外の世帯（11.4％）より、困窮世帯（20.0％）が高くなっています。

■高校生

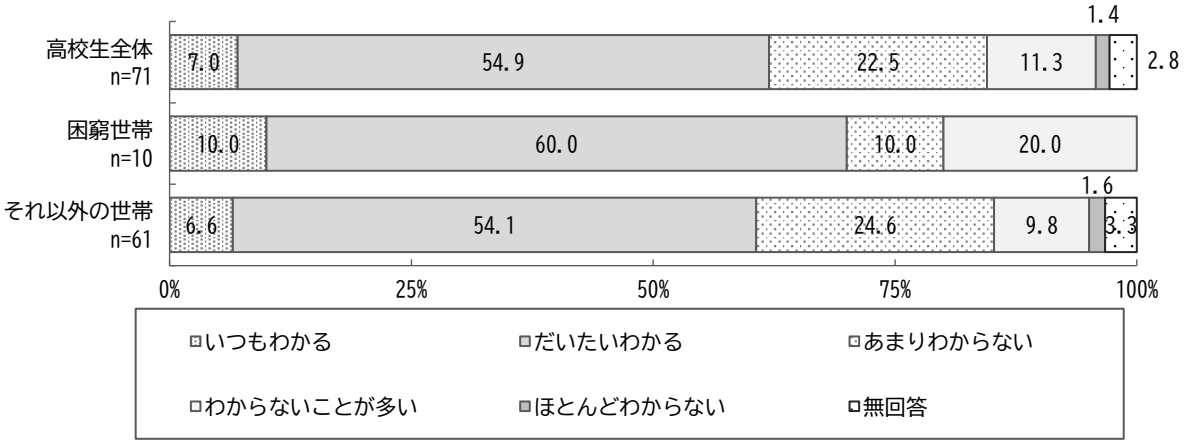


資料：こどもの生活状況調査結果

## (7)将来の進学希望

小学生の将来の進学希望では、「高校まで」において、それ以外の世帯（25.0％）より、困窮世帯（40.0％）が高くなっています。

■小学生

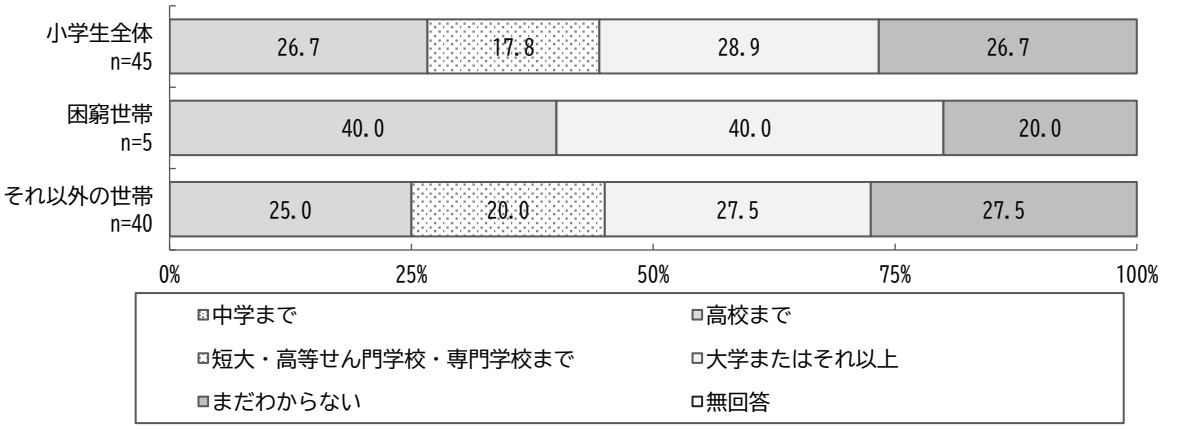


資料：こどもの生活状況調査結果

中学生の将来の進学希望では、「短大・高専・専門学校まで」において、それ以外の世帯（24.6％）より、困窮世帯（0％）が低くなっています。

■中学生

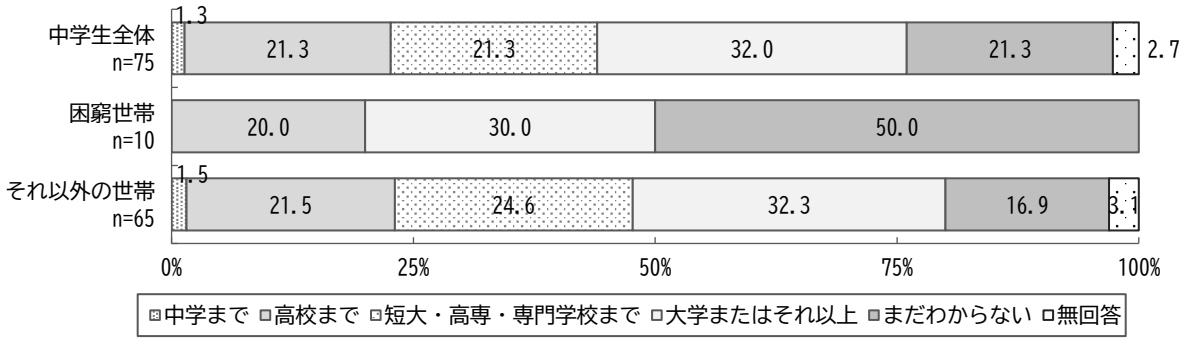


資料：こどもの生活状況調査結果

高校生の将来の進学希望では、「大学まで」において、それ以外の世帯（60.7％）より、困窮世帯（40.0％）が低くなっています。

■高校生

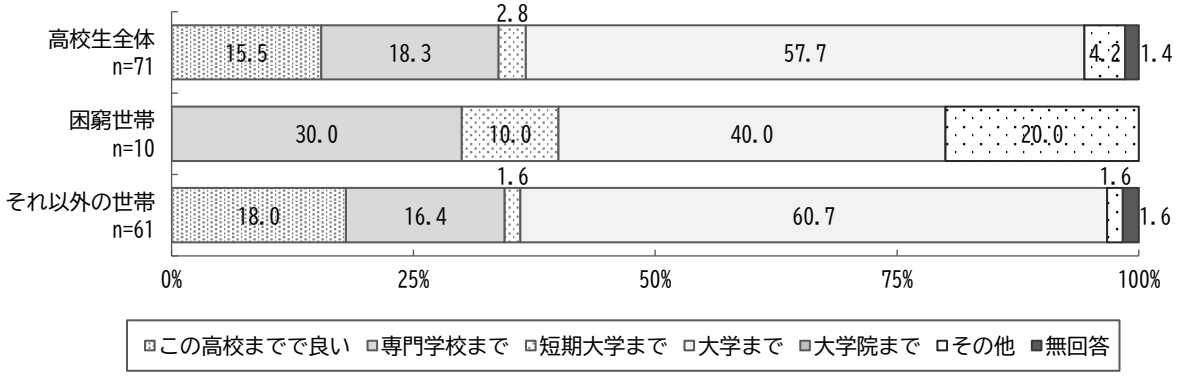


資料：こどもの生活状況調査結果

## (8)朝食の摂取状況

小学生の朝食の摂取状況では、「毎日食べる(週7日)」において、それ以外の世帯(92.5%)より、困窮世帯(60.0%)が低くなっています。

■小学生

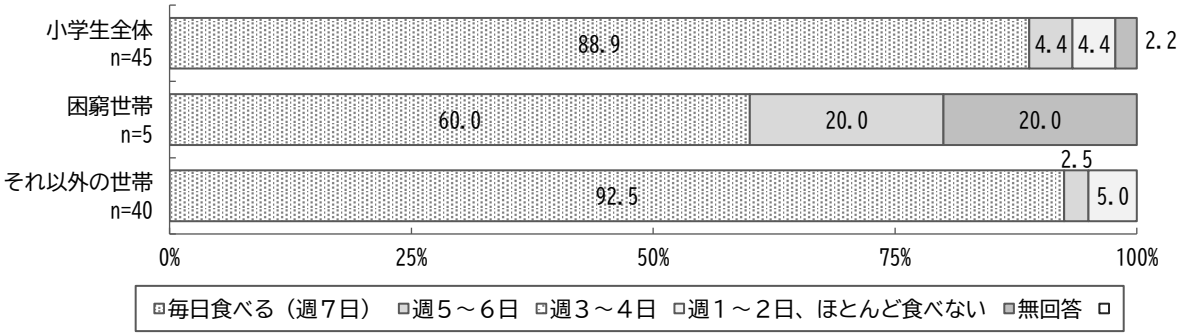


資料：こどもの生活状況調査結果

中学生の朝食の摂取状況では、「毎日食べる(週7日)」において、それ以外の世帯(75.4%)より、困窮世帯(60.0%)が低くなっています。

■中学生

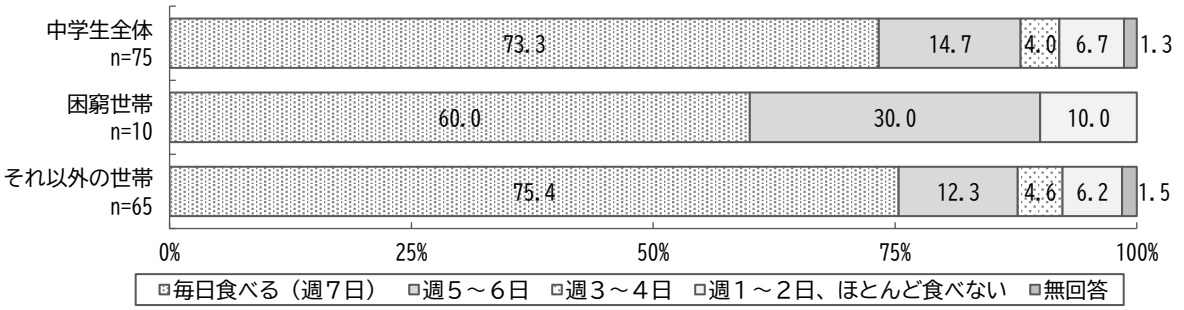


資料：こどもの生活状況調査結果

高校生のここ1週間の朝食の摂取状況では、それ以外の世帯と困窮世帯での大きな差異はみられません。

■高校生

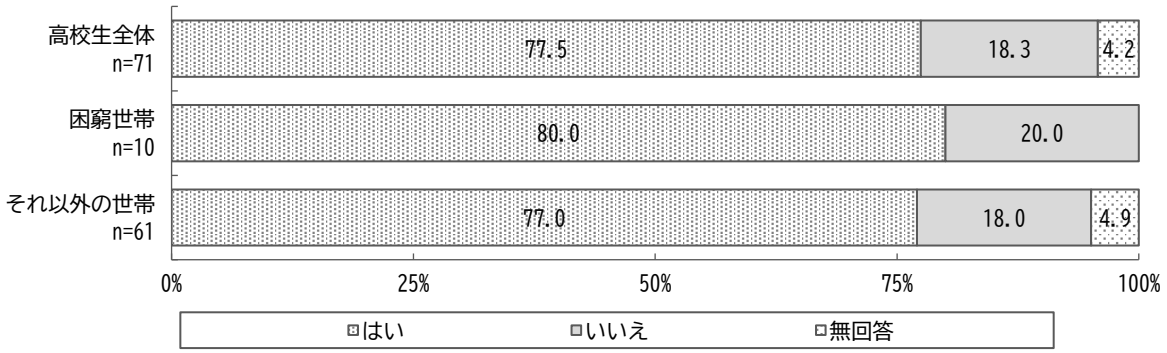


資料：こどもの生活状況調査結果

## (9)アルバイトや仕事の経験

高校生の高校に入ってからのアルバイトや仕事の経験では、「過去にしたことがある」において、それ以外の世帯(9.8%)より、困窮世帯(30.0%)が高くなっています。

■高校生

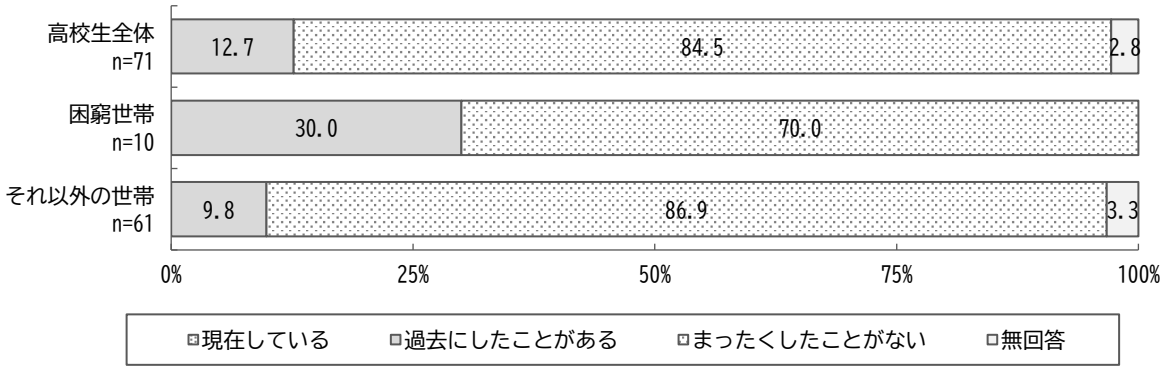


資料：こどもの生活状況調査結果

# 6　若者の状況（アンケート調査結果）

## （1）回答者の年齢

年齢についてみると、「19～24 歳」「30～34 歳」「35～39 歳」がいずれも 26.2％と最も高く、次いで「25～29 歳」が 20.1％となっています。

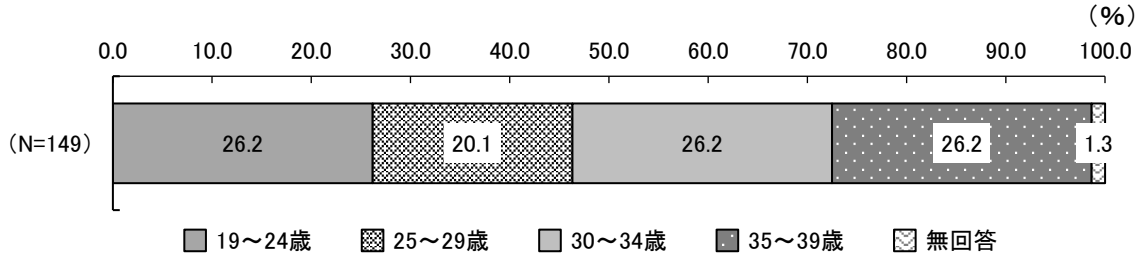


資料：若者意識調査

## （2）同居者

同居者についてみると、「母親」が 67.1％と最も高く、次いで「父親」が 57.7％、「祖父母」が 38.3％となっています。

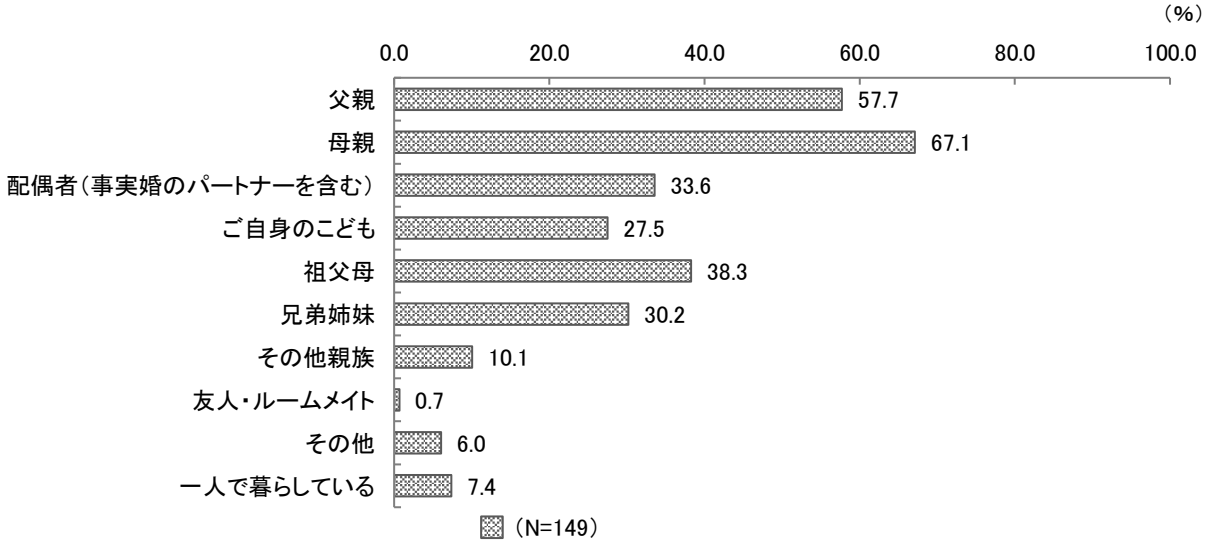


資料：若者意識調査

## (3)現在の生活状況

現在主にしていることについてみると、「正規の社員・職員・従業員」が 57.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が 14.1%、「学生・生徒(予備校生などを含む)」が 8.7%となっています。

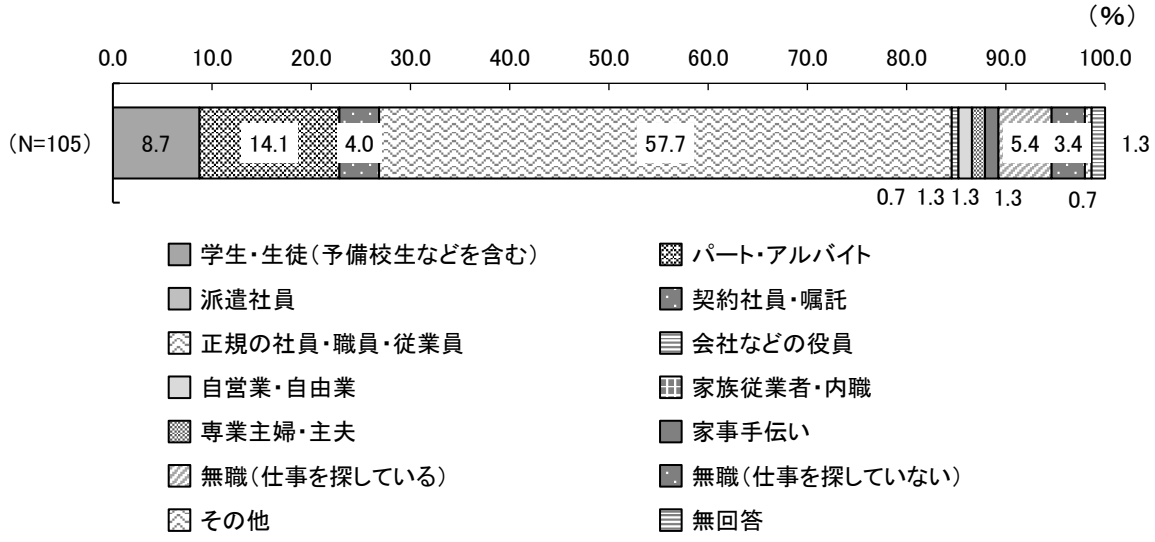


資料:若者意識調査

## (4)就業経験

就業経験についてみると、「現在、就業している」が 76.5%と最も高く、次いで「現在は就業していないが、過去に就業経験がある」が 11.4%、「これまでに就業経験はない」が 7.4%となっています。

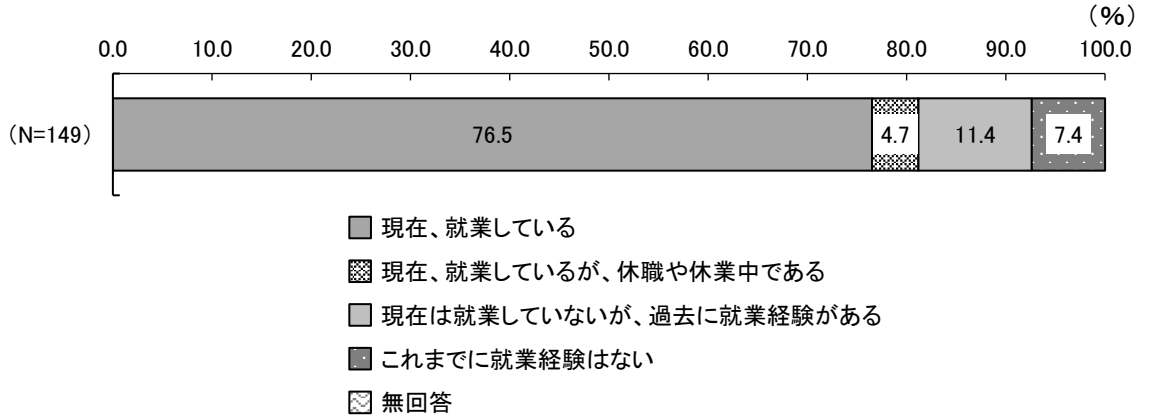


資料:若者意識調査

## (5)自宅での時間の使い方

自宅での時間の使い方についてみると、「インターネットをする」が 69.1%と最も高く、次いで「テレビを見る」が 55.0%、「家事をする」が 50.3%となっています。

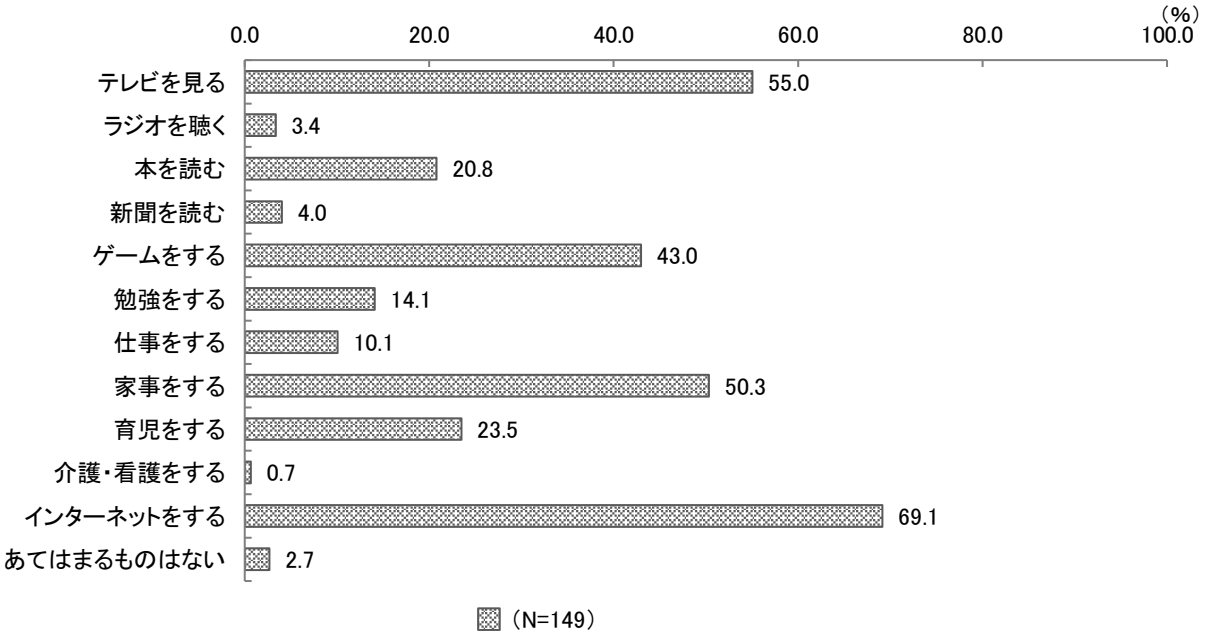


資料：若者意識調査

## (6)外出の頻度

外出頻度についてみると、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が 67.1%と最も高くなっていますが、「普段は家もしくは自室にいて、用事があるときのみ外出する」という「あまり外出しない方」は 14.1%(21 人)となっています。

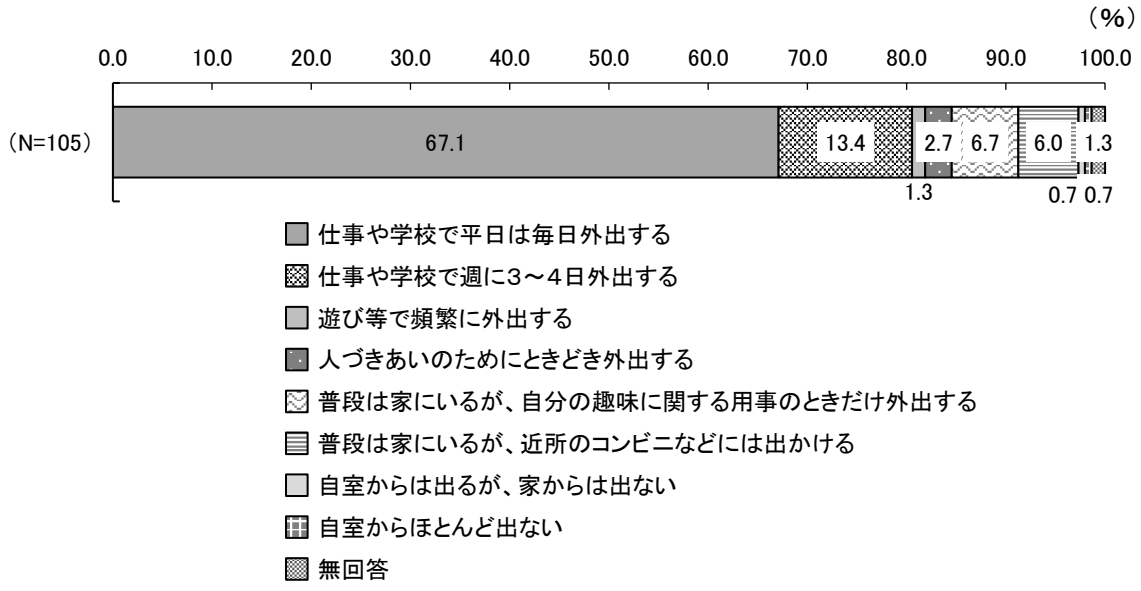


資料：若者意識調査

## (7)外出状況が現在の状態となった期間

外出状況が現在の状態(あまり外出しない状態)となった期間についてみると「7年～10 年未満」が 19.0%、「10 年～15 年未満」が 9.5%、「15 年～20 年未満」が 4.8%と「7 年以上」が 33.3%(7 人))となっています。

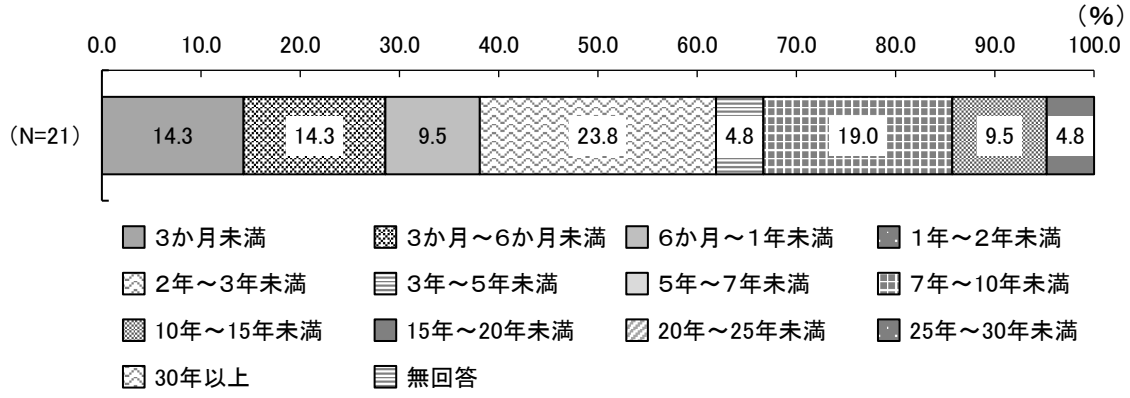


資料：若者意識調査

## (8)外出状況が現在の状態になった年齢

外出状況が現在の状態(あまり外出しない状態)になった年齢についてみると、「20 歳～24 歳」が 31.6%と最も高く、次いで「15 歳～19 歳」「25 歳～29 歳」がともに 26.3%、「30 歳～34 歳」が 10.5%となっています。

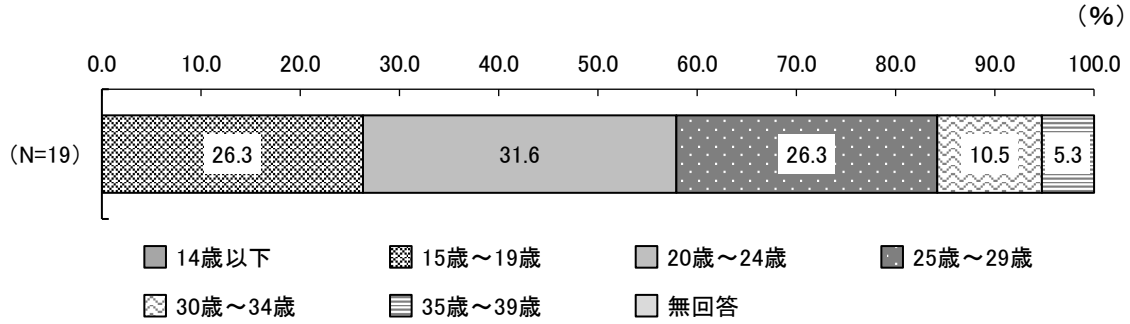


資料：若者意識調査

## (9)将来への明るい希望の有無

将来に希望があるかについてみると、「どちらかといえば希望がある」が 39.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば希望がない」が 27.5%、「希望がある」が 18.8%となっています。

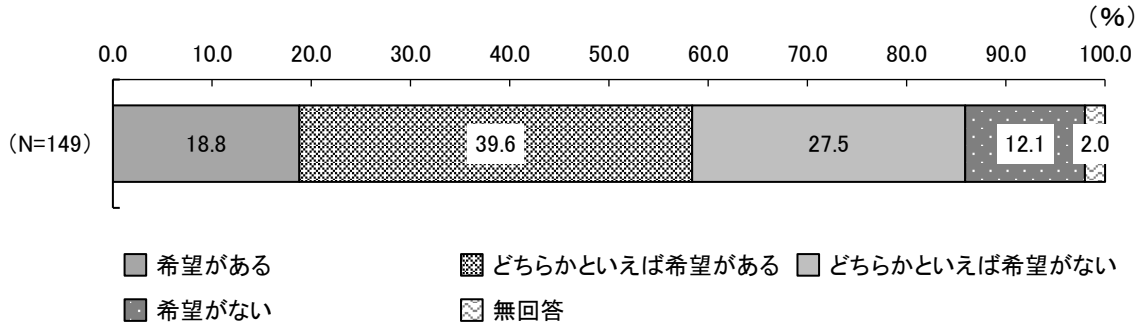


資料：若者意識調査

## (10)結婚の状況

結婚の状況についてみると、「結婚していない」が 63.1%と最も高く、次いで「結婚している(事実婚を含む)」が 32.9%、「結婚したことがあるが、今はそうではない(別居中含む)」が 2.0%となっています。

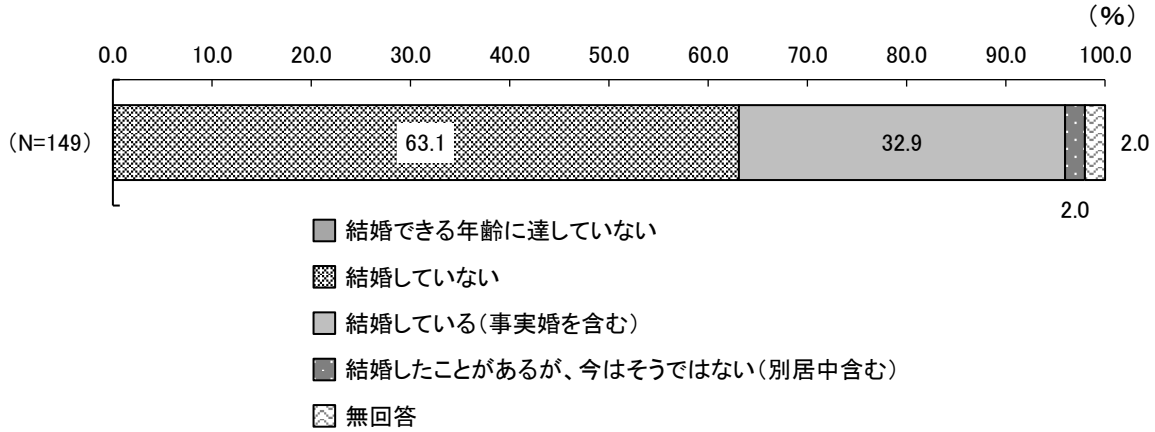


資料：若者意識調査

## (11)結婚の希望

結婚していない方に聞いた結婚の希望では、「結婚したい」が 36.2%と最も高く、次いで「わからない」が 25.5%、「どちらかといえば結婚したい」が 21.3%となっています。

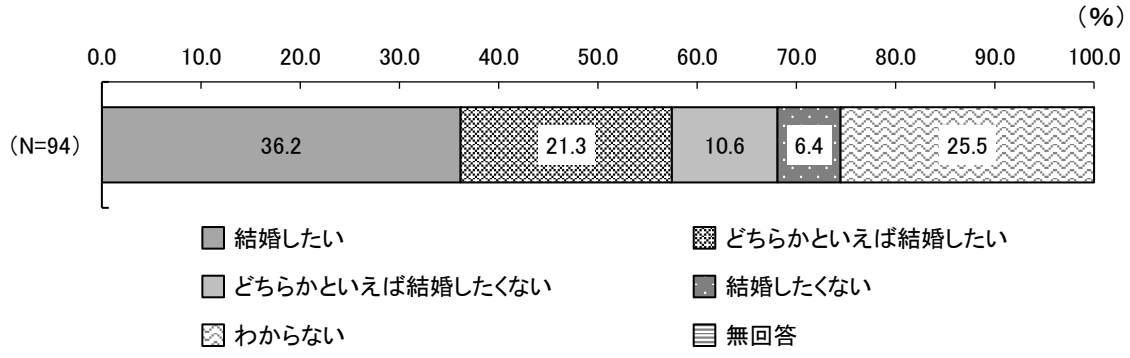


資料：若者意識調査

## (12)結婚に対する考え

結婚への考えについてみると、「自分のこどもや家族を持てる」が 48.3%と最も高く、次いで「責任や義務が発生する」が 43.0%、「好きな人とずっと一緒に暮らせる」が 42.3%となっています。

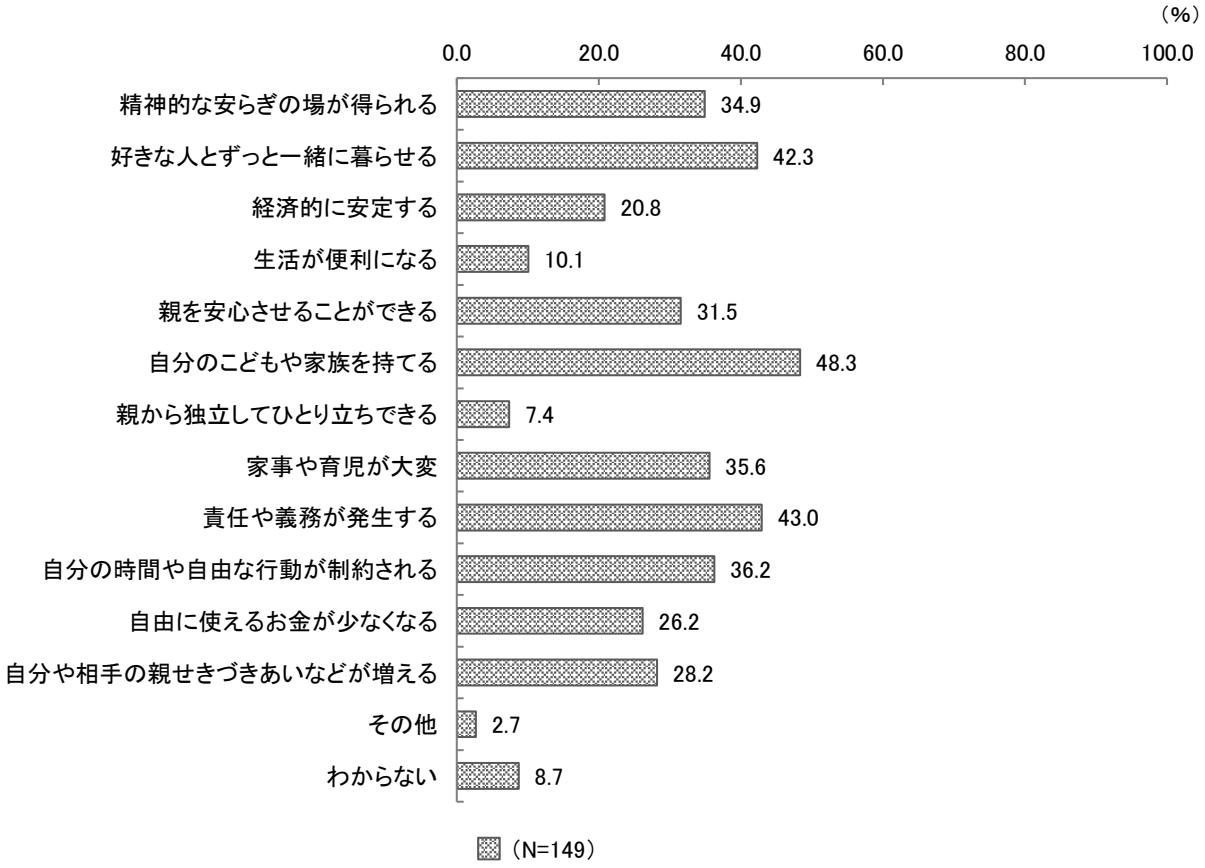


資料：若者意識調査

## (13)こどもを持つことについて

こどもを持つことについてみると、「こどもを持ちたい」が 37.6%と最も高く、次いで「どちらかといえばこどもを持ちたい」が 22.1%、「わからない」が 17.4%となっています。

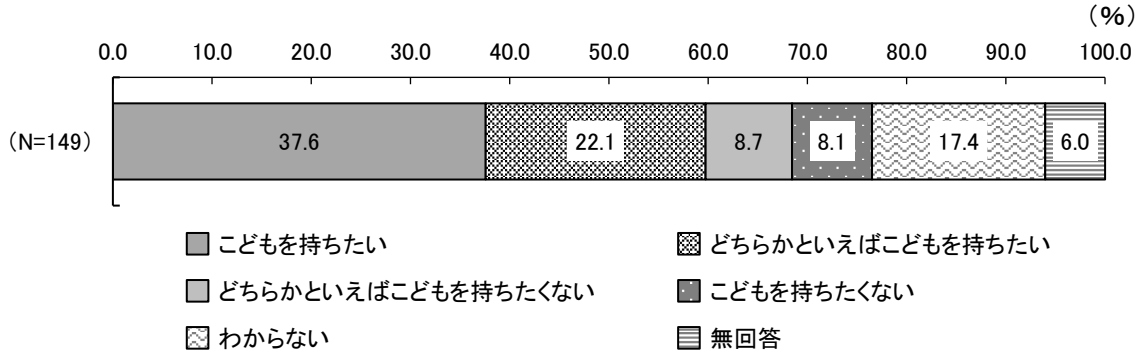


資料：若者意識調査

## (14)こどもを持つことへの考え

こどもを持つことへの考えについてみると、「こどもがいると生活が楽しく豊かになる」が 49.7%と最も高く、次いで「経済的な負担が増える」が 35.6%、「自分の自由な時間が制約される」が 26.8%となっています。

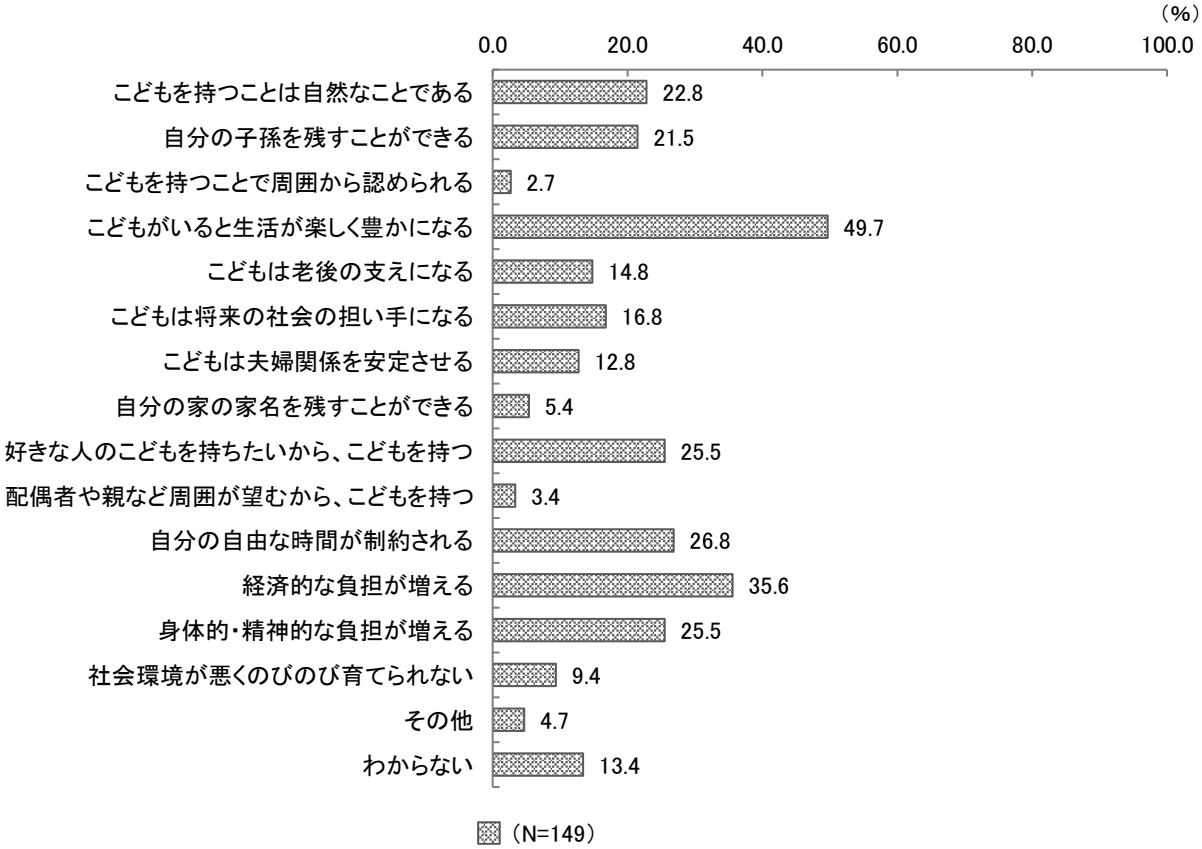


資料：若者意識調査

## (15)こども・若者のために必要な取組

こども・若者のために必要な取組についてみると、「お金の心配をすることなく学べる(進学・塾に行く)ように支援する」が 66.4%と最も高く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が 42.3%、「困難を抱えるこども・若者を包括的に支援する体制を整備する」が 40.9%となっています。

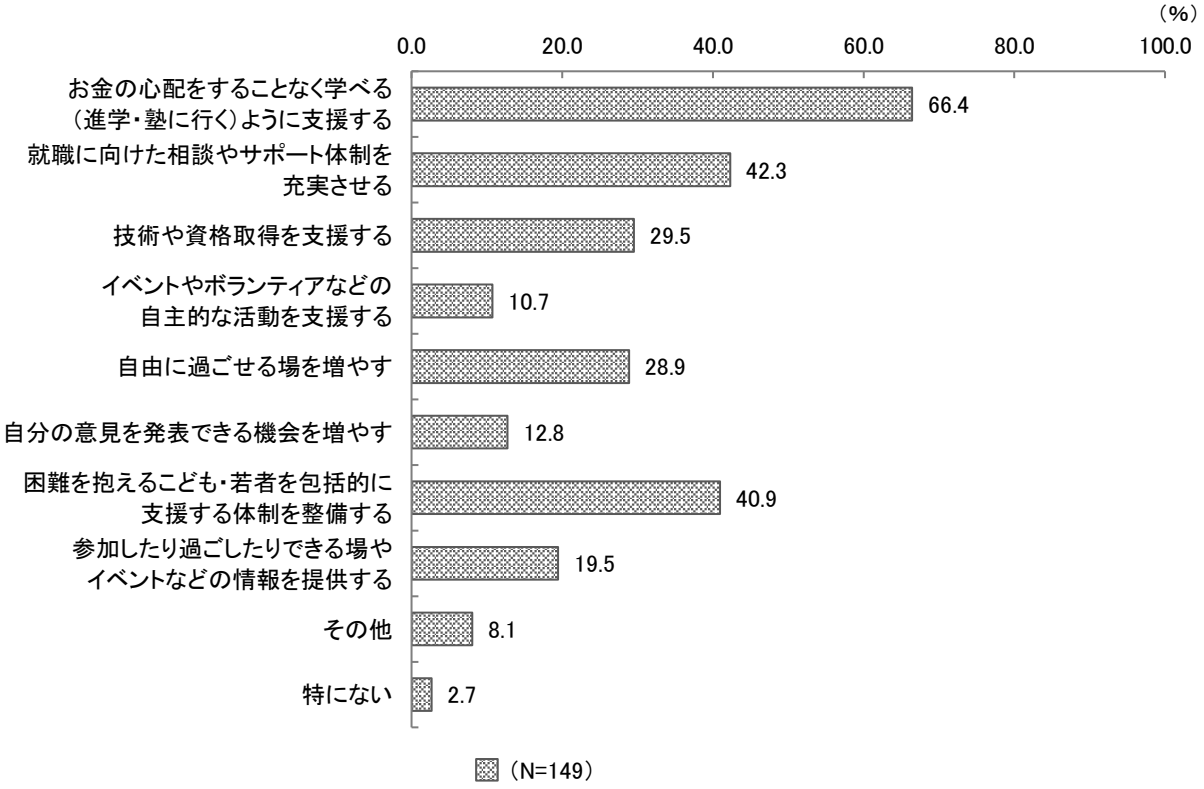


資料:若者意識調査

# 7 施策の進捗評価

「仙北市子ども・子育て支援事業計画」は、7つの基本目標と 25 の推進施策、76 事業により構成され、その結果として目標達成できた4事業(5.3%)、推進できた 64 事業(84.2%)、実施中である4事業(5.3%)、実施したが見直しが必要な0事業(0%)、未実施であった4事業(5.3%)という進捗評価となりました。

未実施であった事業は、基本目標1の推進施策(1)「地域における子育て支援サービスの充実」の「乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)」「ファミリー・サポート・センター事業」「育児支援家庭訪問事業」、推進施策(2)「保育サービスの充実」の「延長保育事業」の4事業でした。

■第一期計画における施策の進捗評価

| 施策名 | | 事業数 | 目標達成 | 推進できた | 実施中である | 見直しが必要 | 未実施 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画全体 | | 76 | 4 | 64 | 4 | 0 | 4 |
| 基本目標１　地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくり | | 25 | 3 | 16 | 2 | 0 | 4 |
| | (1)地域における子育て支援サービスの充実 | 8 | 1 | 4 | 0 | 0 | 3 |
| | (2)保育サービスの充実 | 5 | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 |
| | (3)子育て支援のネットワークづくり | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | (4)児童の健全育成 | 8 | 1 | 5 | 2 | 0 | 0 |
| | (5)交流事業の充実 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 基本目標２　子どもを健やかに生み育てる環境づくり | | 13 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| | (1)子どもや母親の健康の確保 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | (2)「食育」の推進 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | (3)思春期保健対策の充実 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | (4)小児医療の充実 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 基本目標３　たくましい子どもを育む教育・保育の環境づくり | | 13 | 1 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| | (1)次代の親の育成 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | (2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 | 8 | 1 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| | (3)家庭や地域の教育力の向上 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 基本目標４　子ども・子育てにやさしい生活環境づくり | | 8 | 0 | 7 | 1 | 0 | 0 |
| | (1)良質な住宅の確保 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | (2)良好な居住環境の確保 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | (3)安全な道路交通環境の整備 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | (4)安心して外出できる環境の整備 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | (5)安全・安心のまちづくり推進等 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |

| 施策名 | | 事業数 | 目標達成 | 推進できた | 実施中である | 見直しが必要 | 未実施 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本目標５　子育てと仕事の両立を支援する環境づくり | | 3 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| | (1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | (2)仕事と子育ての両立の支援 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 基本目標６　子どもの安全・安心を守る環境づくり | | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| | (1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | (2)子どもを犯罪等から守るための活動の推進 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | (3)防災活動 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 基本目標７　子どもの健やかな育ちを支える環境づくり | | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| | (1)児童虐待防止対策の充実、被害に遭った子どもの保護の推進 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| | (2)ひとり親家庭の支援の推進 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | (3)障がい児施策の充実 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

## 8　本市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や統計資料等に基づき７つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

### 課題１　更なる少子化の進行に対する少子化対策が必要

就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成 29 年から令和6年にかけて 388 人（44.8％）減少しており、令和6年では5歳児以外の階級で 100 人以下となっていることから、更なる少子化の進展がうかがえます。

### 課題２　周囲の援助を得られない家庭、相談先がない家庭が一定程度存在

日常的にこどもをみてくれる親族・知人の有無で、「いずれもいない」の回答が 10.5％いるとともに、子育てをする上で相談できる人・場所の有無で、「いない／ない」の回答が 8.2％おり、孤立する可能性のある家庭が数は少ないものの一定程度いることがうかがえます。

### 課題３　放課後児童クラブの充実

放課後の過ごし方において、「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると小学校低学年の期間の利用希望は就学前児童保護者で 73.4％、小学生保護者で 65.2％を希望しており、高学年になっても就学前児童保護者で 57.4％、小学生保護者で 30.0％と希望があり、こどもの放課後の安全な過ごし方という点で、放課後児童クラブは一定の役割を担っています。今後もこどもの健全育成につながる事業としてこどもの年齢が上がるにつれ変化する保護者のニーズに対応しながら、よりよい事業内容への改善、運営整備を図っていくことが求められます。

### 課題４　子育て支援事業等における周知や利用促進の取組

子育て支援事業の周知度を見ると、「こんにちは赤ちゃん教室（パパママ教室）」（78.5％）、「おやこで楽しむふれあい講座（ベビーマッサージ）」（75.8％）、「母子手帳アプリ「仙北市なないろ（母子モ）」」（78.5％）となる一方、「ペアレントトレーニング」（15.2％）、「5歳児相談会（年1回）」」（26.6％）と低い状況です。また、今後の利用希望が高い事業は、「おやこで楽しむふれあい講座（ベビーマッサージ）」、「母子手帳アプリ「仙北市なないろ（母子モ）」」がともに3割程度で上位に上がっているため、必要な情報が利用者へ届くよう、事業への周知の推進や、利用促進に向けた取組が必要になります。

## 課題５　病児・病後児保育事業等の実施の検討

病児･病後児保育の利用希望は、57.6%となっていますが、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思う割合が 60.8%あることから、今後も利用ニーズを把握しながら、事業展開について検討していくことが必要とされます。

## 課題６　要保護・要支援のこどもとその家庭への支援の充実

本市では要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関が連携し、児童虐待の防止に向けた取り組みを進めているほか、ひとり親家庭等への支援、障がい児等への相談･支援等、要保護･要支援のこどもとその家庭への支援を図っています今後も、すべてのこどもとその家庭が自立した生活を送れるよう、関係機関や庁内の部署が連携して、社会問題として顕在化しているヤングケアラーへの対応を含め、困難な状況にあるこどもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化するとともに、必要な支援の充実が求められます。

また、生活状況についての調査結果を見ると、こどもの現実的な教育段階については「大学またはそれ以上まで」が困窮世帯の方は他の世帯に比べ15%ほど低くなっています。

こどもたちの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状態にあるこどもが健やかに育成される環境整備とともに、教育の機会均衡等を図るための支援を図る必要があります。

## 課題７　父親の育児参画の推進やワーク・ライフ・バランスの取組

育児休業の取得率は母親で 70.3%･父親で 12.5%となっており、まだ、父親の育児休業取得の困難さがうかがえます。父親の育児休業を取得していない理由では、「配偶者が育児休業制度を利用した」（45.5%）、「仕事が忙しかった」（41.3%）「収入減となり、経済的に苦しくなる」（30.2%）となっており、職場における子育てへの理解促進やワーク･ライフ･バランスの推進が必要とされます。

# 第3章
# 計画の基本的な考え方

# 第３章　計画の基本的な考え方

## １　計画の基本理念

子育ては、その親だけが担うものではなく、その親をサポートする周囲の者や関係機関が協力体制・支援体制をとり、地域の人達が応援することにより、安心して子育てができる環境をつくることが必要です。

子ども・子育て支援については、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育環境を確保し、一人ひとりの「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、それぞれの役割を果たすとともに、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じられるよう、地域や社会全体が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが大切です。

すべてのこども・若者が健やかに成長し、どのような状況や環境にあっても権利が守られ、将来にわたり幸せに暮らせるよう、社会全体で支援できるよう、本計画では、「こどもをまんなか」に据え、子育て家庭や若者の課題解決に取り組み、切れ目のない支援を提供し、地域や関係機関が連携することで、すべての人が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを目指します。

本計画は、第2期子ども・子育て支援事業計画を継承し、「こども基本法」や「こども大綱」の目的や方針を踏まえ、基本理念を、『こどもの笑顔をみんなで支え合うまち仙北』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

**基本理念**

**こどもの笑顔をみんなで支え合うまち仙北**

**～こども・若者支援に関する総合的な施策を展開する～**

## 2　基本的な方針

本計画においては、こども大綱の考え方を踏まえて、以下を基本的な方針としてこども施策を推進します。

### (1)こどもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図ります。

未来を担うこどもは、自立した個人として権利を持っています。彼らの権利を保障し、個性を尊重しながら差別等から守り、最善の施策を推進します。

### (2)こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進めます。

こどもの意見を尊重します。意見を表明することに消極的、表明が困難なこどもに配慮し、こどもや育児当事者が安心して意見を述べる場所を提供し、対話しながら社会課題を解決します。

### (3)こどもや子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目なく支援します。

乳幼児期、学童期、思春期に至るまで、特定の年齢で途切れることなく教育や保健・医療、福祉などの必要な支援を行い、こどもと育児当事者を支えます。

### (4)成育環境を整えすべてのこどもが幸せに成長できるようにします。

貧困や格差のない環境を確保し、すべてのこどもが幸せな状態で成長できる基盤を作ります。

### (5)若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組みます。

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に地域社会全体で取り組みます。

### (6)関係省庁や、民間団体などとの連携を重視します。

こども家庭庁をはじめ公共団体、民間団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、こども施策を推進します。

また、子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する者など、こどもに関わる様々な関係者と協力し、これらの共助を支えます。

## 3 計画の基本目標等

基本理念の実現に向けて、こども大綱に基づく基本的な6つの方針を踏まえ、前回計画の次世代育成支援行動計画に基づく7つの基本目標を、こども施策の重要事項であるライフステージを通した取組、ライフステージ別の取組、子育て当事者への支援に関する取組に基づき、3つの基本目標へと再編し、すべてのこども・若者・子育て世帯を包括的に支援できるような体制づくりを推進します。

### 基本目標1 こども・若者の健やかな育ちを支え自分らしくる暮らせる地域づくり

すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、ライフステージを通して、良質で適切な教育・保育環境の整備や多様な学びと体験の機会を提供することで、子育て支援に関わる課題 2 と 6 の解決に取り組みます。

特にこどもの貧困については、経済的な面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利を侵害するとともに、社会的孤立につながりかねない深刻な問題であり、相談体制の充実や訪問系事業の活用など、その解消に向けた取組などを通じてこどもの健やかな成長を支援します。

また、こども・若者が安心して過ごし、自由に交流できる居場所づくりを推進し、家庭や地域社会と連携して、すべてのこども・若者たちが将来に希望を持てる環境を構築します。

### 基本目標Ⅱ すべてのこども・若者がそれぞれのライフステージで安心して成長できる環境づくり

こども・若者が、それぞれのライフステージにおいて必要な支援を受けながら、自らの可能性を最大限に伸ばし、安心して成長できる環境を整えることで、子育て支援に関わる課題 2 と 3 の解決に取り組みます。

妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期・青年期まで、切れ目のない支援を提供するために、ライフステージごとの支援の拡充とともに、複雑化・複合化したニーズにも対応できるよう重層的支援体制整備事業での包括的な支援など、家庭や地域、学校、関係機関が一体となって取り組みます。

### 基本目標Ⅲ 地域ぐるみで子育てを支えのびのびとこどもを育む環境づくり

子育て家庭が直面する様々な課題を解決し、子育ての負担と経済的負担を軽減しながら、こどもたちの健やかな成長を支える環境を整えることで、子育て支援に関わる課題 1、3、4、5、6、7 の解決に取り組みます。

特に日本のひとり親家庭の貧困率が非常に高いという課題もあり、本市でも子育て世帯数が減少する中、相対的には母子家庭は増加しており、子育てや教育への経済的支援やひとり親への就業支援などを通じて、家庭がこどもを育てるための基盤として、必要な支援が必要な方へ届くよう、地域全体で子育てを支える体制を構築します。

## ４ 計画の施策体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策 |
|---|---|---|
| こどもの笑顔をみんなで支え合うまち仙北<br>～こども・若者支援に関する総合的な施策を展開する～ | Ⅰ こども若者の健やかな育ちを支え自分らしくる暮らせる地域づくり | １ こどもの権利を尊重する取組の推進 |
| | | ２ 遊びや体験活動の推進 |
| | | ３ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 |
| | | ４ こどもの貧困対策 |
| | | ５ 障がい等のあるこども・若者への支援 |
| | | ６ その他特別な配慮が必要なこども・若者への支援 |
| | | ７ こども・若者の安全を守る環境整備 |
| | Ⅱ すべてのこども・若者がそれぞれのライフステージで安心して成長できる環境づくり | １ こどもの誕生前から幼児期の支援 |
| | | ２ 学童期・思春期への支援 |
| | | ３ 青年期 |
| | Ⅲ 地域ぐるみで子育てを支えのびのびとこどもを育む環境づくり | １ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 |
| | | ２ ひとり親家庭への支援 |
| | | ３ 子育てと仕事の両立支援 |

# 第4章
# こども・若者世代の施策展開

# 第４章　こども･若者世代の施策展開

| 基本目標1 | こども若者の健やかな育ちを支え自分らしくる暮らせる地域づくり |
|---|---|

## 施策1　こどもの権利を尊重する取組の推進

こども･若者が権利の主体であることの情報提供や啓発活動を行います。また、こどもが自らの権利を学び、困難に直面した際に助けを求める方法を学べるようこどもの権利に関する理解促進や学校を中心とした人権教育の充実を図ります。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 児童の人権の確保 | 法務省人権擁護局等の事業を通じて、啓発を図ります。<br>こどもの権利条約に基づき、すべてのこどもが将来の市を担う希望の存在として、尊重されるよう、学校での人権教育の実施と啓発活動を進めます。 | 北浦教育文化研究所 |

## 施策2　遊びや体験活動の推進

遊びや体験活動は、こども･若者の健やかな成長に重要なため、市だけではなく、学校、家庭、民間団体などが協力していく必要があります。

年齢や発達に応じた多様な体験の機会を提供できるよう引き続き各学校や民間団体で行われている体験活動や世代間交流については、新たに「ヤマメ･サクラマス事業」を立ち上げ、小･中学生に対するキャリア教育の一環として、職場体験を受け入れる企業･団体等への協力要請を行うなど地域の自然環境や経験豊かな人材の活用により、こどもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の促進をすすめ、こどもたちの多様なニーズに応えられるように事業継続への支援を続けていきます。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 体験学習の場の整備 | 市内中学校では、身近な職場を訪問し、自分の将来の生き方と学ぶことを結びつけることにより、進路選択への更なる意欲・関心を持たせる目的で職場体験活動を行っています。また、総合的な学習の時間等において文化財施設等を見学し、自らを育んだ郷土への愛着を育む機会を創出しています。 | 北浦教育文化研究所 |
| 2 | 世代間・異年齢児との交流 | 世代間や異年齢児との交流については、老人福祉施設の訪問や、他認定こども園、保育所との交流活動・異年齢児交流を実施しています。<br>現在実施している世代間交流や異年齢児交流の充実を図るとともに、中学生や高校生の保育ボランティアの受け入れの機会をつくり、参加を促しています。 | 子育て推進課 |

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 3 | 体験学習等の充実 | 農業体験は、各学校それぞれの特色ある学習・実習として実施されており、今後も学校の総合的学習等の時間を活用して、米づくりなどの農業生産体験の充実を図ります。 | 北浦教育文化研究所 |
| 4 | 交流事業の充実<br>【拡充】 | 広い視野を持ち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく態度を育成する国際理解教育を推進しており、中学生による台湾との双方向交流事業を今後も引き続き充実させていきます。 | 北浦教育文化研究所 |
| 5 | 地産地消の推進 | 地産地消については、秋田県の基準を目安にして、学校給食の地元食材の活用が図られています。今後も地産地消の視点から地元生産者や農協等との連携により、学校給食への地元食材の活用を進めます。 | 学校給食センター |
| 6 | スポーツクラブ等の整備 | 各校区においてスポーツ推進委員の協力指導により『世代を超えてのスポーツ交流』が開催されています。また、体育協会はスポーツ協会に名称が変更となり、各種団体が加盟しており、それぞれの種目を通じ児童の健全育成に努めています。 | スポーツ振興課 |

## 施策３　こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

不妊や予期せぬ妊娠、基礎疾患を持つ方等を支援するために、妊娠・出産・産後ケアの支援体制を強化するとともに成育医療の総合的な推進、小児医療の充実、周産期医療の強化を目指します。また、親だけでなく、社会全体で子育てを支援するまちづくりをすすめ、その周知に努めるともに、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者への医療費助成や自立支援を強化していきます。

こども家庭センターでは、妊娠・出産期から産後まで相談支援を充実させることで、こどもや子育て中の親が社会的孤立に陥らないよう、切れ目ない支援が提供できる体制の強化を進めます。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 母子保健機能<br>【拡充】 | 2024 年度に、こども家庭センターを開設し、母子保健機能として妊娠期から切れ目のない支援を行い、子育ての負担や不安感を軽減し、児童福祉と連携しこどもの健やかな育ちを支える体制を整備しました。母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行うため、様々な相談や困りごとを一元的に対応できるようサポート体制の充実を図っていきます。 | こども家庭センター |
| 2 | 周産期医療の強化 | 妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が求められており、搬送体制なども含め県や医療機関等との連携強化に努めています。 | 医療局 |

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 3 | 小児医療の充実 | 小児医療体制は、安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであり、総合的な体制整備が求められていることから、県や近隣市及び関係機関との連携に努めています。 | 医療局 |
| 4 | 福祉医療費助成【拡充】 | 乳幼児、小中高生等、ひとり親家庭等の児童の医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成し、子育て期にかかる医療費負担の軽減を図ります。 | 国保市民課 |

## 施策4　こどもの貧困対策

こどもの貧困は、食事や学習の機会の不足、進学を断念せざるを得ない状況など、こどもの基本的な権利が侵害され、社会的孤立を招く深刻な課題です。

令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国のこどもの貧困率は令和3年で 11.5%、9 人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭のこどもの貧困率については 44.5%に達し、約 2 人に 1 人が貧困状態であり、国際的に見ても日本のこどもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。また、家庭の貧困状況が、世代を超えて連鎖してしまう傾向があることから、こどもの貧困対策について総合的に取り組むことが喫緊の課題となっています。

令和5年 12 月には「こども大綱」の中で「こどもまんなか社会」の実現に向けて、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすることが掲げられており、令和6年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたほか、こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」の具体化などがなされています。

それらを踏まえ、貧困を家庭の責任ではなく社会全体の課題として、市をはじめ民間企業や団体が連携・協働し、こどもの貧困問題に対する理解を広め、具体的な支援を届ける体制づくりを進めます。

家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもが質の高い教育を受けられるようにすることが重要であり、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階での就学援助、高校生への修学支援を進め、教育費負担の軽減を図ります

さらに、こどもや若者が必要な支援を受けられる体制を強化するためにも地域の関係機関や団体、スクールソーシャルワーカーが連携し、困難な状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制の強化を進めます。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | すこやか子育て支援事業【拡充】 | 教育・保育施設の保育料、副食費の保護者の負担軽減のため、世帯の収入状況に応じて保育料等の助成をします。 | 子育て推進課 |
| 2 | 伴走型相談支援(出産・妊婦のための支援給付)【新規】 | 妊婦であることを認定後に、妊娠しているこどもの人数に応じて給付金を支給します。<br>妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。 | こども家庭センター<br>子育て推進課 |
| 3 | 育児支援金給付事業【新規】 | 1・2歳児の子育て世帯に対し、現金を給付し、継続して支援しています。 | 子育て推進課 |
| 4 | スクールカウンセラーの配置 | 児童生徒の悩みや相談、いじめや不登校等の問題行動などに対応する教育相談体制の充実を図るために、臨床心理に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心のケアをします。 | 北浦教育文化研究所 |
| 5 | 広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用【拡充】 | 広域カウンセラー・スクールソーシャルワーカワーとの連携により、学校や保護者が抱える児童生徒に関わる問題に対して、関係諸機関とのネットワークを構築し、問題解決に向けた相談・支援を行います。 | 北浦教育文化研究所 |
| 6 | 教育・啓発活動（いじめ防止対策） | 生徒指導上の問題への対応として、「いじめ」や暴力行為等の抑止を含めた啓発活動を推進します。 | 北浦教育文化研究所 |
| 7 | 要保護・準要保護児童生徒への就学援助 | 経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費などの就学に必要な援助を行います。 | 学校教育課 |
| 8 | 特別支援学級児童生徒への支援 | 小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、学用品費、修学旅行費、学校給食費などの特別支援教育就学奨励費を支給します。 | 学校教育課 |
| 9 | 教育支援センターの設置と教育相談員の配置【拡充】 | 教育相談員を配置した教育支援センター（さくら教室）や校内教育支援センター（中学校１校）を設置し、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の学習支援、基本的生活習慣の改善等を図り、学校復帰を支援します。 | 北浦教育文化研究所 |
| 10 | ひとり親家庭の支援【拡充】 | 母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の就労支援、貸付制度、養育費確保支援等の情報提供を行うとともに、気軽に相談できる体制を整備します。 | 子育て推進課 |
| 11 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ひとり親が就職活動や病気等で家事・育児にお困りの時に、家庭生活支援員を派遣して、日常生活のお世話や保育などを行います。 | 子育て推進課 |
| 12 | 母子生活支援施設への措置 | 生活上の様々な問題を抱える母子に対して母子生活支援施設への入所を措置します。 | 子育て推進課 |
| 13 | 母子父子自立支援員による相談の充実 | ひとり親等保護者の就職やこどもの就学・就職等の相談、また児童の養育等相談を受けた場合、母子父子自立支援員が対応し助言等行います。 | 子育て推進課 |

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 14 | 母子父子寡婦福祉資金の就学資金等の貸付 | ひとり親家庭や寡婦、ひとり親家庭のこどもに対して、経済的自立と生活の安定、こどもの福祉向上を図るため修学資金及び就学支度資金の貸付を行っています。市担当部署にて受付し、秋田県南福祉事務所が審査・貸付します。 | 子育て推進課 |
| 15 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉向上を図るため、各種資金の貸付を実施します。 | 子育て推進課 |
| 16 | 生活福祉資金貸付事業 | 低所得世帯であって、各種資金の融資を他から受けられない世帯に、生活支援費や修学費などの貸付を実施します。 | 子育て推進課 |
| 17 | 生活保護による扶助 | 教育費用として小中学校の就学に対しての教育扶助、高校の就学に対しての生業扶助の支給により、必要な教育を受けることができます。 | 社会福祉課 |
| 18 | 児童扶養手当の支給 | 父母の離婚などによるひとり親、父母にかわって児童を養育している人の家庭生活の安定と自立の促進に向けて、こどもの福祉増進を図ることを目的として支給します。 | 子育て推進課 |
| 19 | 仙北市雇用対策事業費補助金 | 市内の離職者や求職者の技術取得及び資格取得研修経費を補助します。 | 商工課 |
| 20 | 就労に関する相談・情報提供 | ひとり親家庭の親や、お子さんの就職、経済的自立などの相談や情報提供に母子父子自立支援員が対応します。 | 子育て推進課 |
| 21 | ひとり親家庭就業・自立支援センター事業 | ひとり親家庭に対し、就業に関する相談や技術習得のための講習会の実施、就業情報の提供等のサービスを実施します。 | 秋田県ひとり親家庭就業自立支援センター |
| 22 | 生活困窮者住居確保給付金<br>【拡充】 | 離職などの理由から経済的に困窮し住居を失った方、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をすることなどを条件として、一定期間、家賃助成を実施します。Ｒ７年度からは制度拡充し、より家賃が安い物件への転居費用も支給されます。 | 社会福祉課 |
| 23 | ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業 | 一人親家庭や寡婦の福祉の増進を図るため、住宅補修や増改築に必要な準備資金の貸付を行います。 | 子育て推進課 |
| 24 | フードバンク事業<br>【新規】 | 善意で寄せられた食料品を、「一般社団法人フードバンクあきた」に届けます。そこから、経済的な理由により、十分な食品の購入が困難な人への支援に活用されます。 | 社会福祉課 |
| 25 | 学用品、制服のリユース事業<br>【新規】 | 卒業などにより不要となったがまだまだ使える学用品、制服、運動着などを寄付してもらい、必要としている人にリユース品としてお渡しする事業です。 | 子育て推進課 |
| 26 | せんぼくこまくさプラン事業<br>【新規】 | 経済的な理由や家庭事情により生理用品の用意が難しい人への支援として、無料で生理用品を学校、市役所で提供しています。 | 社会福祉課<br>学校教育課 |

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 27 | こども食堂<br>【新規】 | こどもが一人でも行ける無料または低額の食堂です。現在、社会福祉協議会と民間飲食店各１カ所で実施されています。 | 子育て推進課 |

## 施策５　障がい等のあるこども･若者への支援

障がい者の権利に関する条約やこども基本法を踏まえ、障がいのあるこども･若者や発達特性のあるこどもの地域社会への参加とインクルージョンを推進します。一般の子育て支援と連携しながら、それぞれの特性やライフステージに応じた発達支援、自立支援、社会参加を支援します。乳幼児期から学童期、就労までの各段階で、保健、医療、福祉、教育など関係機関が連携し、一貫した支援を提供できる体制の整備に努めます。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 健康診断等の実施 | 障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を実施しています。 | 保健課<br>各学校 |
| 2 | 障害児施策の充実 | 障がい児の健全な発育を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取組を推進しています。 | 社会福祉課 |
| 3 | 療育訓練事業 | 就学前児童を対象とした療育訓練事業「どれみの会」を実施し、個々の児童の発達・発育を見守り、専門職によるアドバイスを受け、教育委員会との連携をとりながら、就学に向けて円滑な集団生活ができるよう支援していきます。 | こども家庭センター |
| 4 | 放課後等デイサービス | 授業終了後または学校の休業日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの支援を行います。民間事業者がサービスを提供しています。 | 社会福祉課 |
| 5 | すこやか療育支援事業 | 障害児通所支援の児童発達支援・医療型児童発達支援を利用する場合に、保護者の所得に応じてサービス利用料や食費の負担軽減をしています。 | 社会福祉課 |

## 施策６　その他特別な配慮が必要なこども･若者への支援

児童虐待は許されない行為であり、こどもの心身に深い傷を残します。一方で、虐待の背景には親自身の困難がある場合も多く、親への支援を社会全体で提供することで虐待の防止を図ります。虐待相談の増加や子育てに困難を抱える家庭が増えている現状を踏まえ、こども家庭センターでの家庭支援や、居場所支援の推進、地域ネットワークの活用により包括的な支援体制の強化を図ります。また、ヤングケアラーについては、早期発見と支援につなげるため、関係機関の連携強化に努めます。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 虐待防止ネットワークの連携強化 | 「仙北市要保護児童対策地域協議会」を設置し、構成機関である市・警察署・学校関係者等が連携を図るとともに、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議の三層構造により、それぞれの役割に応じて要保護児童の支援を行っています。<br>2019（平成31）年度から毎月要保護児童に関する学校・保育施設からの出欠情報などの提供を受け、情報共有化を進め、必要に応じて要保護児童の支援を行っています。 | こども家庭センター |
| 2 | 虐待防止ネットワーク連携強化に係る地域や民間の参加促進 | 仙北市要保護児童対策地域協議会を通じて、地域等に協力を呼びかけ、幅広い参加を促し、ネットワークの強化に努めています。 | こども家庭センター |
| 3 | 虐待の早期発見、早期対応 | 保健師による乳児・子育て家庭の訪問指導事業として、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問しています。虐待が疑われる場合には関係機関との早期の情報共有を行っています。 | こども家庭センター |
| 4 | 相談機能の強化 | 虐待防止のために、教育・保健・福祉部門が連携し、虐待の疑いのある家庭については、迅速に情報収集及び共有を図り、早期対応の体制を整えています。<br>こども家庭支援員の質の向上を図るため、各種研修を積極的に受講するよう努めています。 | こども家庭センター |
| 5 | 親子関係支援事業<br>（ぺあとれ） | 良い親子関係の形成が児童虐待予防、安心安全な育児環境の整備に役立つことから、ペアレントトレーニングの講座を個別・集団に向け実施しています。<br>また、更なる親子関係の向上に繋がるような支援の充実・周知と、指導者等（関係機関含む）の人材育成及び質の向上も併せて勉強会を行っています。 | こども家庭センター |
| 6 | 被害に遭ったこどもの保護 | 仙北市要保護児童対策地域協議会において要保護児童等の情報を共有し、支援の方向性について構成員と共に検討しています。また、児童相談所と連携し、被害児童の支援について関係機関の協力を得ながら地域での安全安心な生活に努めています。 | こども家庭センター |
| 7 | 既存施設を利用した居場所づくり | こどもたちも親同士も気軽に集まり、交流できる場としては、各地区に体育館や公民館、交流センターがあり、利活用されています。 | 子育て推進課 |
| 8 | 中学生・高校生の居場所づくり | 児童の健全な遊び場の提供や健康増進、情操を豊かにすること等を目的とし、市内に児童館を設置しています。<br>中学生や高校生などについても、地域において生徒が自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所として各地区に体育館や公民館、交流センターがあり、利活用されています。 | 子育て推進課 |

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 9 | 少年非行の防止及び立ち直りの支援 | 学校では、生徒指導を通して適切に指導をするとともに、問題を抱える児童・生徒に対する支援についても、関係機関との連携の上、立ち直りに必要な支援を行っています。<br>少年非行を防止するため、学校での教育を充実するとともに、学校、保護者、地域との連携により見回りパトロールを実施するなど、犯罪を未然に予防する地域社会づくりを進めます。<br>少年非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直り支援に対しては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処します。 | 北浦教育文化研究所 |
| 10 | 引きこもり及び不登校への対応 | 教育支援センター「さくら教室」の開設や、「仙北市スクールカウンセラー」による相談活動を実施しているほか、大仙市「フレッシュ広場」や「スペース・イオかくのだて」「仙北市こども家庭センター」等の関係機関とも連携を図ります。<br>学校や保護者のほか、民生児童委員、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処できるように努めています。 | 北浦教育文化研究所 |
| 11 | ヤングケアラーへの支援<br>【新規】 | こども家庭センターを窓口として学校や地域住民、対象家庭からの相談を受け、ヤングケアラー本人の支援に加え、家族へのケアもセットで行うために、利用できるケアサービスを紹介し、他の関係機関との連絡調整、サービス利用手続きの支援など、ワンストップでつなげる体制を整えています。 | こども家庭センター |

## 施策７　こども･若者の安全を守る環境整備

全国的に小中高生の自殺が増加している問題に対し、SOS の出し方や受け止め方を学ぶ教育を行うことや、相談体制を強化、長期休暇前の啓発活動など自殺対策計画と連携し、包括的な自殺予防対策を進めます。

インターネットの利用が低年齢化する中、情報リテラシー教育やフィルタリングの活用を推進し、有害情報や犯罪被害から守るための啓発活動を行います。

性犯罪や性暴力、事故、災害から守るため、安全教育や防犯対策を強化し、社会全体でこどもの成長を見守る環境づくりに努めます。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 自殺対策 | 第 2 期自殺対策計画を中心として、関係機関と連携しつつ、学校での悩みや家庭問題、生活困窮、育児・介護疲れ等から生じる不安感や孤立感により自殺の危険性が高い人を早期発見し、相談や専門機関につなげられるよう連携を図ります。 | 保健課 |

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 2 | 地域での見守り | 防犯協会やＰＴＡで児童の見守りパトロールを実施するなどの活動を強化しています。<br>民間団体による自主的な防犯活動の拡大に向けて支援しています。 | 生活環境課 |
| 3 | 防犯講習の実施 | 仙北地区少年保護育成委員会（事務局仙北警察署内）で、青少年の非行防止に向けた標語の募集や告知など、啓発活動を実施しています。<br>こどもが犯罪の被害に遭わないよう、学校やＰＴＡ活動等の場を利用して防犯講習等により意識を高めています。 | 生活環境課 |
| 4 | 交通安全教育の推進 | 仙北市交通安全計画や仙北市交通安全実施計画に基づき、街頭指導・巡回、児童への意識啓発、交通安全教室の開催、広報活動の実施、新入学・入園児への黄色い帽子の配布、関係団体や警察と連携し対策を進めています。<br>こどもを交通事故から守るため、警察、就学前施設、学校、保護者団体等と連携しながら、総合的な交通事故防止対策を推進しています。 | 生活環境課 |
| 5 | 道路交通環境の整備 | こども、こども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、都市計画マスタープランに基づき、通学・通園路を中心とした市道の歩道整備等の道路整備を進め、適切に道路を管理し、管理瑕疵による事故発生をなくすよう取り組んでいます。 | 建設課 |
| 6 | 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 | 公共施設等において、こどもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できる設備について、関係機関と連携しながら整備に努めています。 | 建設課 |
| 7 | 公園等の整備 | 既存の都市公園等の公園施設については、適切な維持管理に努めています。<br>2016（平成 28）年度に角館駅東公園に大型遊具を新設し、2020（令和 2）年度には生保内公園の大型遊具の更新し、公園遊具の充実に努めています。 | 建設課 |
| 8 | 防犯施設の整備<br>【拡充】 | 防犯施設については、地域の要望も踏まえ、通学路・公園・空地等を含め、計画的に対策を進めています。また、防犯カメラの設置を計画的に進めています。 | 生活環境課 |
| 9 | 防災活動 | 災害時に要援護者となる可能性の高い高齢者・障がい者・幼児等への災害予防対策については、市の地域防災計画に基づき取り組むとともに、防災意識の普及啓発と、市内の就学前施設・小中学校での避難訓練を実施しています。<br>市内で自主防災組織を設立する地域もあり、防災意識の普及啓発、住民意識向上が進んでいます。 | 総合防災課 |

| 基本目標2 | すべてのこども・若者がそれぞれのライフステージで安心して成長できる環境づくり |
|---|---|

## 施策1　こどもの誕生前から幼児期の支援

こどもの幸せな成長を支え、妊娠から幼児期までの支援を強化するため、こども家庭センターを中心とした妊娠・出産・育児に関する情報提供と相談体制を整え、出産費用や産後ケアの支援を充実させます。周産期医療の強化や、若年妊婦などへの支援も進めます。

乳幼児の健康管理を強化し、早期の発育・発達のサポートを行い、健診等の機会を通じて悩みを早期に発見し、必要な支援につなげます。

また、幼児教育の質の向上をすすめ、障がいのあるこどもや特別な支援が必要なこどもにも配慮した教育を提供し、幼児教育と小学校教育の連携を進めます。

子ども・子育て支援事業（教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容）については次章（5章）で詳述します。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 母子保健機能<br>【再掲】<br>【拡充】 | 2024年度に、こども家庭センターを開設し、母子保健機能として妊娠期から切れ目のない支援を行い、子育ての負担や不安感を軽減し、児童福祉と連携しこどもの健やかな育ちを支える体制を整備しました。母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行うため、様々な相談や困りごとを一元的に対応できるようサポート体制の充実を図っていきます。 | こども家庭センター |
| 2 | 情報提供体制の強化 | 各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、広報紙や市ホームページ、LINEを活用し、情報の提供に努めています。<br>広報活動を通じて、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めています。 | 子育て推進課 |
| 3 | 子育てネットワークの整備 | 地域子育て支援センター及び子育て支援拠点事業を中心に、民間の子育てサポート団体と連携し、地域による子育てネットワークづくりを推進しています。 | 子育て推進課 |
| 4 | 産後ケアの実施<br>【新規】 | 生後1年未満の母子を対象に、産後に必要な心身のサポート（デイサービス型、訪問型）を行います。 | こども家庭センター |

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 5 | 妊娠・出産に関する指導と相談<br>【拡充】 | 健やかな妊娠・出産のためには、母子健康手帳の交付が第一歩であり、ハッピーマタニティ教室（母子健康手帳の交付）を週１回実施しています。<br>ハッピーマタニティ教室は、妊娠、出産、育児を安心して行うための情報提供・指導の場であるとともに、出産・育児に不安のある妊婦の把握に努めています。<br>広報や母子手帳アプリ等で事業の周知を図るとともに、母子健康手帳交付時の情報提供・助言・保健指導を充実し、妊婦が安心して出産の準備ができるよう努めます。<br>また、支援が必要な妊産婦には、産前産後の家事支援事業等を活用しながら育児の負担軽減を行っています。<br>2024 年度に、こども家庭センターを開設し、母子保健機能として子育てについての相談、情報の提供、助言等を行い、子育ての負担や不安感を軽減し、児童福祉と連携しこどもの健やかな育ちを支える体制を整備しています。 | こども家庭センター |
| 6 | 妊産婦・新生児等訪問指導 | 全戸訪問で乳児の養育、健康管理に必要な知識と適切な情報提供、必要なアドバイスを実施しています。<br>母子保健だけでなく、民生児童委員や児童福祉との連携を強化しています。<br>また、医療機関とも連携し、情報提供があった妊産婦及び乳幼児の訪問には早期に対応する体制を整え、関係機関との情報共有を行っています。<br>母子健康手帳交付や妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査実施後に継続して支援が必要な妊産婦や乳幼児に対して、児童福祉と連携し訪問での状況把握や、専門機関への紹介、個別相談などへの引継ぎ等を行っています。 | こども家庭センター |

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 7 | 乳幼児健康診査・相談 | 1歳6か月児、3歳児等の健康診査や歯科健診については、こどもの月齢に応じた発育・行動発達を確認し、疾病や発達障がい等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る目的で実施しています。<br>仙北市では「う歯罹患率」が高いことを踏まえ、乳幼児健康診査の場を活用して、歯科衛生士の指導を行うなどむし歯予防の啓発に努めており、対策を強化しています。<br>これまでも取り組んできた未受診者への対応を継続し、受診率の向上を図るとともに、乳幼児健康診査等の場を通じて、母親の育児不安の軽減を図っています。<br>3歳児健康診査後のフォロー体制として、保育園・認定こども園や福祉・教育部門との連携を図っています。<br>育児相談については、助産師さんの相談日、おやこ交流広場などで相談の場を広げるとともに、様々な機会を活用して実施しています。<br>児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した児童福祉との連携支援体制の整備を図っています。 | こども家庭センター |
| 8 | 幼児教育の充実<br>【新規】 | 幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎となることから、実施環境の向上と教育内容の充実に努めています。<br>教育・保育アドバイザーを配置し、研修の企画実施を通じて、教育・保育の質の向上に取り組んできました。<br>就学前施設と小学校との交流については、合同研修会の開催、かけ橋プログラムや、スタートカリキュラムの作成など、交流活動及び就学等に向けた情報交換など、各小学校の学区単位で実施しています。 | 子育て推進課 |

## 施策2　学童期・思春期への支援

こどもは身体的・精神的に急速に成長する時期であり、この時期に自己肯定感や社会性、道徳性を育むことが重要です。

学童期においては、安全で安心な環境の中で小さな失敗を経験しながら課題に取り組むことで、成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができます。

思春期においては、性的な成熟と共に心身に大きな変化が起こり、自己のアイデンティティを確立する時期であり、社会との関わりを通じて自分の価値や役割を考え、自己肯定感を高める支援が求められます。

これらを踏まえ、質の高い教育環境を整え、すべてのこどもが安心して学べる場を提供するとともに、学校は単に学ぶ場所ではなく、こどもが他者と関わりながら成長する重要な場所であるため、安全・安心な居場所を提供することも大切です。

地域との連携を強化し、スポーツや文化芸術活動への参加を促進することで、こどもたちが多様な

経験を通じて成長できるよう支援します。

小児医療体制を充実させ、こどもがいつでも安心して医療を受けられるように、小児医療体制を強化し、保健・医療・福祉の連携を深めます。さらに、こどもの心身の健康や性教育を進め、SOS を出したりセルフケアを行ったりできる力を育む支援を行います。

いじめ防止については、学校と地域が連携し、いじめの認知と早期対応を徹底し、近年問題となっているネットいじめへの対応も強化し、すべてのこどもが他者の大切さを認め合い、思いやりを持てるような教育を推進します。

不登校の支援についてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携して支援体制を整えます。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 確かな学力の向上 | 全国学力・学習状況調査や秋田県学習状況調査等の結果や分析を踏まえ、各小・中学校の課題解決に向かって、PDCA サイクルに基づいた改善施策を計画・実施し、「確かな学力向上」に取り組んでいます。 | 北浦教育文化研究所 |
| 2 | 豊かな心の育成 | 豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、こどもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動等の取組を充実し、思いやりの心や郷土の自然や歴史・文化を愛する心を育てています。<br>いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、及び学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等に努めています。 | 北浦教育文化研究所 |
| 3 | 健やかな身体の育成 | 地域におけるスポーツ活動の充実をめざし、外部や地域の人材活用も含めて、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進めています。<br>学校においては、体育の授業を充実させるとともに、学校相互間の交流を増やし、部活動の充実とスポーツ少年団との連携を図っています。 | 北浦教育文化研究所 |
| 4 | 地域学校支援協働本部事業 | 小中学校の支援地域本部事業として、事業実施の普及・啓発・広報や、学習支援活動、登下校パトロール活動、校内環境整備等の学校に見合った活動の企画、立案等を行っています。 | 北浦教育文化研究所 |
| 5 | 特色ある学校づくり | 学校においては、地域や家庭との一層の連携を図るとともに、地域の人々との交流や施設・設備の利活用による体験活動等を通して、特色ある学校づくりを行っています。また、学校運営協議会を活用し、学校経営に対して、常に評価・改善を図っています。 | 北浦教育文化研究所 |
| 6 | 学校施設整備 | 学校施設は児童・生徒の活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の緊急避難所でもあることから、その安全性の確保のため施設の整備を行っています。また、エアコンの設置による教室環境改善や、パソコンの更新事業等の情報化教育のための施設整備を進めています。 | 学校教育課 |

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 7 | 家庭教育ネットワークの充実 | 教育・保健・福祉部門が連携を強化しながら、公民館等の社会教育施設を始め、就学前施設や小中学校の授業参観等の多くの保護者が集まる機会を活用し、家庭教育に関する学習機会の提供に努めています。 | 北浦教育文化研究所 |
| 8 | 性教育 | 性教育については、学校保健の学習や生徒指導を通して実施しています。<br>学校での教育が家庭でも生かせるよう保護者に対する情報提供を行うなど性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。 | 北浦教育文化研究所 |
| 9 | たばこ・アルコール・薬物に関する教育 | 学校保健の学習や生徒指導を通して実施しています。学校での禁煙教育・薬物乱用防止教育を推進するとともに、家庭と地域の協力を得て活動ができるように連携を図ります。 | 北浦教育文化研究所 |
| 10 | こどもを取り巻く有害環境対策の推進 | 有害環境対策については、年2回（夏・秋）、県、警察、市役所が合同で「条例関係施設一斉立入調査」として、書店・コンビニ・ビデオ自販機等の有害図書等のチェックを行っています。<br>性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している店舗等に対し、こどもに対する悪影響が懸念される場合には、関係機関や地域住民と連携して、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。<br>インターネット、スマートフォンを介した有害情報サイトの閲覧や交流サイトの利用による非行や被害が問題となっています。中学校での専門家による特別講義の実施等、利用の危険性やその対策に関する知識の普及など、専門機関との連携を図りながら有害情報からこどもを守る取組を進めています。 | 北浦教育文化研究所 |
| 11 | 思春期保健事業 | 中・高校生を対象に、キャリア教育の一環として、保育所・認定こども園等で体験活動を実施しています。<br>生命の尊さ、父性・母性を養う機会となるように、中・高校生が赤ちゃんとふれあう体験の機会を持てるよう、保育所や認定こども園への保育ボランティアなどを実施し、積極的な参加を促しています。 | 北浦教育文化研究所 |
| 12 | 次代を担う親の教育 | 中・高校生に対するキャリア教育の一環として、職場体験を受け入れる企業・団体等への協力要請を行っています。<br>次代の親として、経済的にも自立できるよう職業体験活動などに取り組んでいます。 | 北浦教育文化研究所 |

## 施策３　青年期

青年期は、心理的・社会的に発達し、成人期に向けての重要な準備期間です。この時期は、進学や就職などの新たな環境に適応し、専門的なスキルを身につけ、将来の夢や希望を描きながら自己の可能性を広げる時期でもあるため、家庭の経済状況に関わらず、大学等の高等教育機関への進学支援を強化します。また、大学では質の高い教育の提供を進め、学生が主体的に学ぶことができる環境を整備するとともに、キャリア形成支援やライフプランニング教育を推進し、進学段階から職業意識の形成を支援します。さらに、学生に対する自殺対策や障害を持つ学生への支援を進めます。

就職活動においては、若者が自らの適性を理解し、進学や就職といったライフイベントにおける選択を尊重しながら支援を行います。特に、就職後の早期離職を防ぎ、若者が職業経験を積みながらキャリア形成の基盤を作ることが重要です。

結婚支援については、経済的な事情や仕事の問題に加え、適切な相手に巡り会えないことが理由で結婚できないと考える若者が多いため、出会いの機会を提供する取組を強化します。また、結婚後の新生活のスタートアップ支援を行い、若者が安定した生活を築けるよう支援します。

進学や就職、人間関係に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を進め、心の健康や病気に関する情報を提供し、孤独やストレスを感じる若者に対して適切な支援が届くように努めます。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 相談支援体制の充実【拡充】 | 心の健康づくりに関するリーフレットを配布し、若年者の心の悩みを相談できる電話、LINE、対面で相談窓口の周知を行います。 | 保健課 |
| 2 | 若者の居場所【新規】 | ＮＰＯ法人と連携し、仙北角館「若者の居場所」について情報共有と周知を図ります。 | 保健課 |
| 3 | 仙北市結婚新生活支援事業補助金【新規】 | 結婚に伴うスタートアップに係るコストを支援することで経済的不安を軽減し、結婚の希望の実現を後押しするため、新婚世帯に対して、新居の取得、リフォーム、賃借、引越しにかかる費用の一部を補助します。 | まちづくり課 |
| 4 | あきた結婚支援センター入会登録料助成【拡充】 | あきた結婚支援センターへの入会を促進し、マッチングサービスなど充実した支援を受けられるよう、新規入会登録料を市が負担することで、結婚を希望する方々を応援します。 | まちづくり課 |
| 5 | 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や生活等に悩みや困りごとがある場合に相談を受けます。支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを一緒に考え、自立に向けた支援を行います。 | 社会福祉課 |
| 6 | 引きこもりへの対応 | 大仙市「フレッシュ広場」や「スペース・イオかくのだて」、「仙北市子ども家庭センター」等の関係機関とも連携を図りながら、対象者の把握に努め、保護者のほか、民生委員、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処できるように努めています。 | 社会福祉課 |

| 基本目標3 | 地域ぐるみで子育てを支えのびのびとこどもを育む環境づくり |
|---|---|

## 施策1　子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現代社会では、核家族化や地域社会のつながりの希薄化、少子化が進んでおり、子育て家庭はさまざまな困難に直面しています。特に、祖父母や近隣の支援が得にくく、親が経済的な不安や孤立感を感じることが多くなっています。このような状況を改善し、親が健康でゆとりを持ってこどもに向き合える環境をつくることが、こどもの健やかな成長にとって重要です。

そのため、子育てや教育にかかる経済的負担を軽減するため、幼児教育や保育の無償化、高校や高等教育の授業料支援を実施し、特に高等教育については、奨学金制度の充実や遠距離通学への補助などを進め支援を行います。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 高等学校入学準備金の貸与 | 高等学校に入学を希望する要保護及びそれに準ずる生徒保護者に対して入学準備金の貸付けを行い、教育を受ける機会を支援します。 | 学校教育課 |
| 2 | 育英奨学資金の貸与 | 心身ともに健康で学業成績が優秀であるが、経済的理由により高等学校、大学等への進学が困難な人に対し、奨学資金を貸与します。 | 教育総務課 |
| 3 | 遠距離通学への補助 | 遠距離通学（バス等による通学で片道が小学校では４ｋｍ以上、中学校では６ｋｍ以上）の児童生徒の保護者に対して補助を行います。 | 学校教育課 |
| 4 | 仙北市高校生等通学定期補助金制度<br>【拡充】 | 市内中高生等の通学にかかる経済的負担の軽減を図るため、内陸線を利用する場合の通学費の一部を補助し、子育て世帯を支援します。 | まちづくり課 |

## 施策２　ひとり親家庭への支援

地域で子育て家庭を支えるため、親が悩みや不安を抱えたときに、必要な情報が必要な時に届く相談体制の充実を進め、困ったときに身近な地域でいつでも相談でき、継続的な支援が切れ目なく届く体制づくりを推進します。特に、ひとり親家庭については親への経済的支援や生活支援、就労支援とこどもへの学習支援や生活支援を進め、ひとり親家庭が必要な支援を受けられる体制を整え、家庭と地域社会が協力し、次世代を育てる環境整備に努めます。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 高等学校入学準備金の貸与<br>【再掲】 | 高等学校に入学を希望する要保護及びそれに準ずる生徒保護者に対して入学準備金の貸付けを行い、教育を受ける機会を支援します。 | 学校教育課 |
| 2 | ひとり親家庭の支援<br>【再掲】<br>【拡充】 | 母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の就労支援、貸付制度、養育費確保支援等の情報提供を行うとともに、気軽に相談できる体制を整備します。 | 子育て推進課 |
| 3 | ひとり親家庭等日常生活支援事業<br>【再掲】 | ひとり親が就職活動や病気等で家事・育児にお困りの時に、家庭生活支援員を派遣して、日常生活のお世話や保育などを行います。 | 子育て推進課 |
| 4 | 母子生活支援施設への措置【再掲】 | 生活上の様々な問題を抱える母子に対して母子生活支援施設への入所を措置します。 | 子育て推進課 |
| 5 | ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業<br>【再掲】 | ひとり親家庭や寡婦の福祉の増進を図るため、住宅補助や増改築に必要な準備資金の貸付を行います。 | 子育て推進課 |
| 6 | ひとり親家庭自立支援訓練促進給付金事業 | ひとり親家庭の母・父に対して、就業必要な資格取得のために教育訓練講座の受講や養成機関において修業する場合に、給付金を支給します。 | 子育て推進課 |
| 7 | ひとり親家庭高等職業促進資金貸付金 | 高等職業訓練促進給付金を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の資格取得と自立の促進を図ることを目的に、資金を貸し付けします。 | 子育て推進課 |
| 8 | 福祉医療費助成<br>【再掲】<br>【拡充】 | 乳幼児、小中高生等、ひとり親家庭等の児童の医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成し、子育て期にかかる医療費負担の軽減を図ります。 | 国保市民課 |

## 施策３　子育てと仕事の両立支援

共働き･共育ての社会を実現するために、夫婦が協力して子育てできる環境づくりを働きかけ、ワーク･ライフ･バランスの意識の醸成を進め、男性も育児休業を利用できるようにする等、働き方改革の周知を行っていきます。

| 事業番号 | 事業名称 | 事業内容 | 担当する課等 |
|---|---|---|---|
| 1 | 男女共同参画社会の形成 | 市民・事業所・団体等とともに、多様性を重視した男女共同参画社会づくりをするため、「仙北市第４次男女共同参画計画」を策定しました。<br>この計画に基づき、男女共同参画社会づくりを総合的・計画的推進します。 | まちづくり課 |
| 2 | 仕事と子育ての両立の支援 | 仕事と子育ての両立支援のために、保育サービス及び放課後児童クラブ等、子育て支援事業の充実を図っています。 | 子育て推進課 |
| 3 | ワーク・ライフ・バランスの趣旨普及 | 地域全体で、子育てを進めていくためには、家庭だけでなく、地域住民、事業所等の協力も必要となります。仕事と生活、子育てを両立できる働き方の普及を図っています。 | 子育て推進課 |

# 第5章
# 子ども・子育て支援事業の展開

# 第5章　子ども・子育て支援事業の展開

## 1　子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉
〇家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
〇こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
〇妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
〇乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
〇産後ケアに関する事業の追加

## 2　計画の基本的記載事項

### （1）教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定。

### （2）教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

| | |
|---|---|
| 教育・保育施設 | 認定こども園、幼稚園、保育所など |
| 地域型保育事業 | 定員が6人以上19人以下の小規模保育、定員が5人未満の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 |
| 特定教育・保育施設 | 市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設 |
| 特定地域型保育事業 | 市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業 |

### (3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

| 地域子ども子育て支援事業 | |
|---|---|
| 1.利用者支援事業 | 10.病児・病後児保育事業 |
| 2.地域子育て支援拠点事業 | 11.放課後児童健全育成事業 |
| 3.妊婦健康診査事業 | 12.子育て世帯訪問支援事業【新規】 |
| 4.乳児家庭全戸訪問事業 | 13.児童育成支援拠点事業【新規】 |
| 5.養育支援訪問事業、<br>子どもを守る地域ネットワーク強化事業 | 14.親子関係形成支援事業【新規】<br>15.産後ケア事業【新規】 |
| 6.子育て短期支援事業 | 16.妊婦等包括相談支援事業【新規】 |
| 7.ファミリー・サポート・センター事業 | 17.実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| 8.一時預かり事業 | 18.多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| 9.延長保育事業 | |

### (4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園 制度」を実施することとする。

## 3 教育・保育事業等の提供区域

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、市域における「教育・保育提供区域」を1区域として設定しました。また設定に際しては、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準や、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて設定しました。

その主な理由として以下のことがあげられます。

①本市のこども人口は、0～5歳が479人【令和6年4月1日現在】とあまり多くないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって細分化した区域(少ないこども人口)において教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。

②市内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を保有していること。

③地域子ども・子育て支援事業においても、地域のこども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。

■ 仙北市子ども･子育て支援関連施設の位置図【2025（令和 7）年度以降の予定】

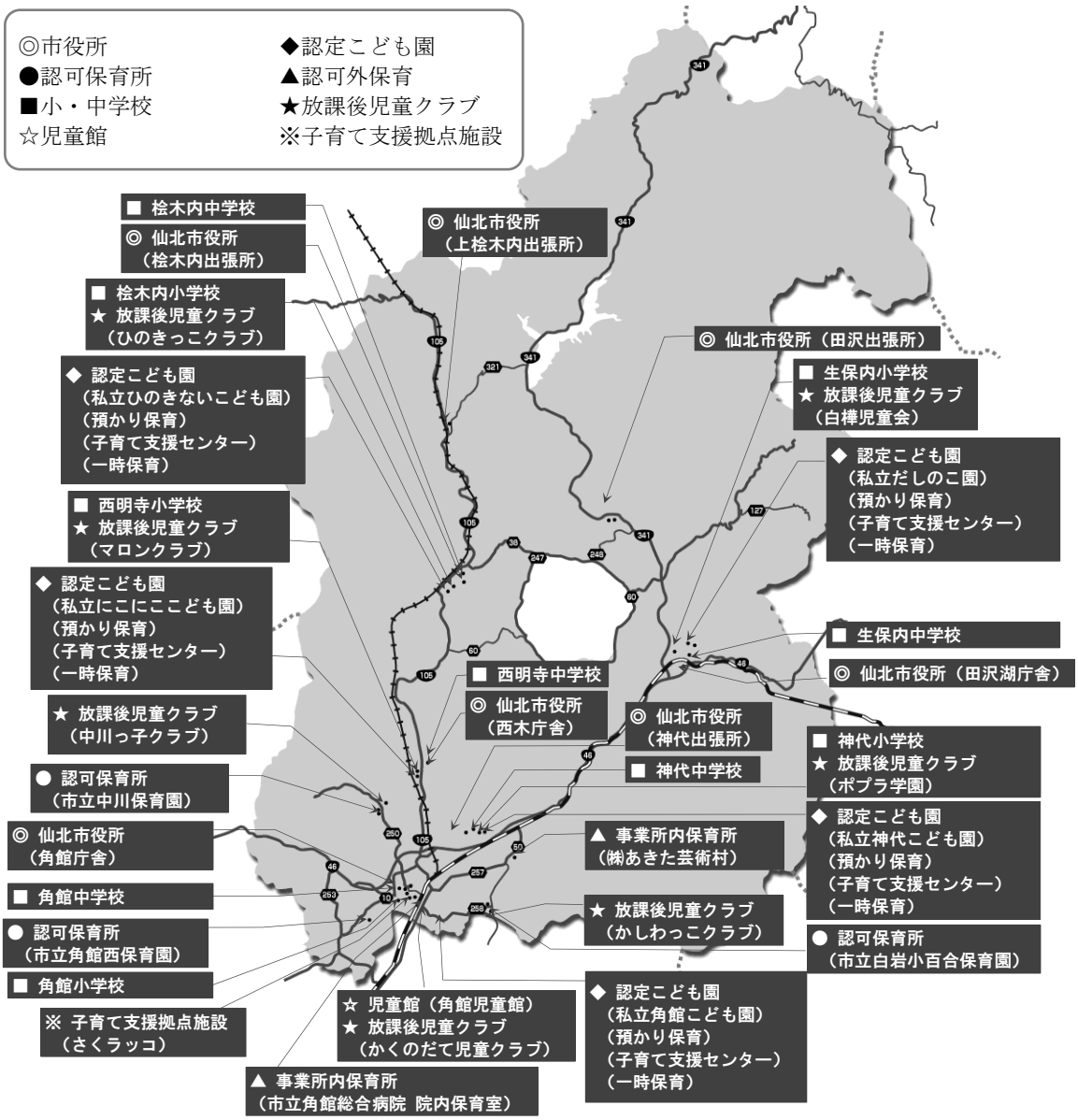


※小・中学校の再編について適正配置に関する検討が進められていることから、今後変更となる場合があります。

## ４ 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

■ 就学前児童数の推計値

| | 令和７年 | 令和８年 | 令和９年 | 令和 10 年 | 令和 11 年 |
|---|---|---|---|---|---|
| ０歳 | 66 | 62 | 61 | 59 | 57 |
| １歳 | 72 | 66 | 62 | 61 | 59 |
| ２歳 | 74 | 73 | 67 | 63 | 62 |
| ３歳 | 69 | 73 | 72 | 66 | 62 |
| ４歳 | 83 | 69 | 73 | 72 | 66 |
| ５歳 | 79 | 83 | 69 | 73 | 72 |
| 計 | 443 | 426 | 404 | 394 | 378 |

※住民基本台帳人口（令和 2 年～令和 6 年、各年 4 月 1 日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

■ 小学生児童数の推計値

| | 令和７年 | 令和８年 | 令和９年 | 令和 10 年 | 令和 11 年 |
|---|---|---|---|---|---|
| ６歳 | 102 | 79 | 83 | 69 | 73 |
| ７歳 | 104 | 102 | 79 | 83 | 69 |
| ８歳 | 117 | 104 | 102 | 79 | 83 |
| ９歳 | 146 | 119 | 106 | 104 | 81 |
| 10 歳 | 138 | 146 | 119 | 106 | 104 |
| 11 歳 | 124 | 137 | 145 | 118 | 105 |
| 計 | 731 | 687 | 634 | 559 | 515 |

※住民基本台帳人口（令和 2 年～令和 6 年、各年 4 月 1 日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

# 5　教育・保育の量の見込みと確保方策

## (1)教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策)

教育・保育の利用状況及びニーズ調査を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込(必要利用定員総数)と確保方策を設定します。

■令和７年度

| 単位（人） | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 教育を希望 | 保育が必要 | | 保育が必要 | | |
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | | | |
| 対象年齢 | | 3～5歳 | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| ①量の見込み | | 10 | 0 | 222 | 51 | 69 | 70 |
| 確保提供数 | 幼稚園 | 39 | | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | | | | | | |
| | 認定こども園（保育所部分） | | | 211 | 38 | 63 | 63 |
| | 保育所 | | | 38 | 18 | 16 | 8 |
| | 認可外保育事業 | | | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 企業主導型（地域枠） | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ②確保提供数の合計 | 39 | | 251 | 57 | 80 | 72 |

■令和８年度

| 単位（人） | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 教育を希望 | 保育が必要 | | 保育が必要 | | |
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | | | |
| 対象年齢 | | 3～5歳 | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| ①量の見込み | | 10 | 0 | 216 | 48 | 63 | 70 |
| 確保提供数 | 幼稚園 | 39 | | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | | | | | | |
| | 認定こども園（保育所部分） | | | 211 | 38 | 63 | 63 |
| | 保育所 | | | 38 | 18 | 16 | 8 |
| | 認可外保育事業 | | | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 企業主導型（地域枠） | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ②確保提供数の合計 | 39 | | 251 | 57 | 80 | 72 |

■令和９年度

| 単位（人） | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 教育を希望 | 保育が必要 | | 保育が必要 | | |
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | | | |
| 対象年齢 | | 3～5歳 | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| ①量の見込み | | 9 | 0 | 206 | 47 | 59 | 64 |
| 確保提供数 | 幼稚園 | 39 | | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | | | | | | |
| | 認定こども園（保育所部分） | | | 211 | 38 | 63 | 63 |
| | 保育所 | | | 38 | 18 | 16 | 8 |
| | 認可外保育事業 | | | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 企業主導型（地域枠） | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ① 確保提供数の合計 | 39 | | 251 | 57 | 80 | 72 |

■令和10年度

| 単位（人） | | 1号認定 | 2号認定 | | 3号認定 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 教育を希望 | 保育が必要 | | 保育が必要 | | |
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | | | |
| 対象年齢 | | 3～5歳 | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| ①量の見込み | | 9 | 0 | 203 | 46 | 58 | 60 |
| 確保提供数 | 幼稚園 | 39 | | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | | | | | | |
| | 認定こども園（保育所部分） | | | 211 | 38 | 63 | 63 |
| | 保育所 | | | 38 | 18 | 16 | 8 |
| | 認可外保育事業 | | | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 企業主導型（地域枠） | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ① 確保提供数の合計 | 39 | | 251 | 57 | 80 | 72 |

■令和 11 年度

| 単位（人） | | 1 号認定 | 2 号認定 | | 3 号認定 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 教育を希望 | 保育が必要 | | 保育が必要 | | |
| | | | 教育を希望 | 左記以外 | | | |
| 対象年齢 | | 3～5 歳 | | | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 |
| ①量の見込み | | 8 | 0 | 192 | 44 | 56 | 59 |
| 確保提供数 | 幼稚園 | 39 | | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | | | | | | |
| | 認定こども園（保育所部分） | | | 211 | 38 | 63 | 63 |
| | 保育所 | | | 38 | 18 | 16 | 8 |
| | 認可外保育事業 | | | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 企業主導型（地域枠） | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ① 確保提供数の合計 | 39 | | 251 | 57 | 80 | 72 |

## （2）教育・保育施設（幼稚園、認定こども園（幼稚園分））

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があります。

【確保方策の考え方】

市内には幼稚園が有りませんが、認定こども園において現行の幼児教育ニーズを確保できる見込みです。

2019（令和元）年度から教育・保育アドバイザーによる教育・保育の質の向上に取り組んでいます。

## （3）保育施設（認可保育所、認定こども園（保育所部分））

認可保育所は、保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

【確保方策の考え方】

毎年、未満児については年度途中に定員を超える入所申し込みを受ける状態が続いておりますが、全員が希望する施設に入所できるよう、ニーズに応じた保育の提供体制の確保に努めます。

待機児童対策として待機児童が子育て支援団体の保育サービスや、認可外保育施設を利用した際に認可施設と同額の保育料負担で利用できるように助成し、待機児童解消に努めています。

老朽化している施設については、適切な修繕等によって安全性と快適性の維持に努めながら、今後のニーズに応じた施設のありかたを検討します。

## (4)地域型保育事業

地域型保育事業は、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設(企業主導型保育施設)、居宅訪問型保育事業の総称です。

### ①小規模保育事業

国が定める基準に適合し、市町村が認可する定員6～19 人の小規模な保育事業です。」

現在、本市では実施していない事業です。

【確保方策の考え方】

施設型給付を受ける施設によるニーズへの対応が不十分な場合には、そのニーズや実施要件を勘案しながら事業の実施を検討します。

### ②家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かる定員1～5人の小規模な保育事業です。

現在、本市では実施していない事業です。

【確保方策の考え方】

事業提供希望者がある場合は、ニーズを勘案しながら開業を支援していきます。

### ③居宅訪問型保育事業

ベビーシッター(親に代わって乳幼児の世話を行う者)が、乳幼児の家庭で保育する訪問型の保育事業です。

現在、本市では実施していない事業です。

【確保方策の考え方】

例年待機児童も年度途中から発生しますが、一ケタの人数であり、現在のニーズは一時保育等で対応できる見込みです。

### ④事業所内保育事業(企業主導型保育施設)

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設で、地域のこどもについても一定の定員枠を設けて保育を行う事業です。

現在、施設を設置している市内企業が無く、事業は実施していません。

【確保方策の考え方】

施設型給付を受ける施設によるニーズへの対応が不十分な場合には、そのニーズや実施要件を勘案しながら事業の実施を検討します。

# 6　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

## (1)利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

2024(令和 7)年 4 月から保健部門に子育て部門と統合してこども家庭センターを設置し、相談支援事業を開始しています。相談内容については関係機関で情報共有し、対応しています。

単位：か所

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 基本型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 基本型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

引き続き、来所や電話による教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

## (2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人回

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 1,140 | 1,081 | 1,022 | 984 | 957 |
| ②確保方策 | 1,140 | 1,081 | 1,022 | 984 | 957 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

認定こども園における子育て支援センターは、子育てに関する専門的な相談・指導・助言機関であるとともに、親子の交流の場にもなっていることから、引き続き実施します。

角館地区の事業「さくらっこ」は、より多くの利用者による交流を促進するため、利用者ニーズに即した活動の展開と、広報活動の充実に努めます。

## (3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査は、1人につき一般健康診査 14 枚、子宮頸がん・クラミジア検査1枚、歯科健診1枚、必要に応じて精密検査1枚を母子手帳交付時に発行しています。

現在ほとんど 100％の実施率で事業を行っています。

単位：人回

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 1,145 | 1,076 | 1,058 | 1,024 | 989 |
| ②確保方策 | 1,145 | 1,076 | 1,058 | 1,024 | 989 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

引き続き、事業に関する啓発を行うとともに、事業を適切に実施します。

## (4)乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

ほぼ 100％の訪問を行っています。しかし、訪問できない場合は、来所相談・里帰り先の他市町村への訪問依頼等を行い把握しています。

単位：人

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 74 | 69 | 68 | 66 | 64 |
| ②確保方策 | 74 | 69 | 68 | 66 | 64 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

引き続き、市保健師による全戸訪問を実施し、子育て家庭に対する情報提供や養育環境の情報を把握するほか、適切な相談・助言の実施に努めます。

## (5)養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

### ① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

母子保健事業の「妊産婦・新生児等訪問指導事業」や「育児相談事業」と事業内容が重複するため、この事業を単独で実施していません。

単位：人

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

今後もこの事業を単独で実施せず、母子保健部門と連携を図り、支援を実施していきます。

### ② 子どもを守る地域ネットワーク強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関等の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①実施見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| ②確保方策 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

【確保方策の考え方】

要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携を図り、虐待の未然防止のためにリスクの把握、早期対応のできる環境づくりを進めます。

## (6)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】)です。

現在県内の児童養護施設及び乳児院と委託契約を結び、必要なケースに適切に対応できる体制を確保しています。

単位：人日

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 過不足（②-①） | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |

【確保方策の考え方】

引き続き県内の児童養護施設及び乳児院と委託契約を結び、必要なケースに適切に対応できる体制の確保に努めます。

夜間養護は現在実施していませんが、市内に養護施設が無いため、ニーズや実施要件を勘案しながら事業の実施を検討します。

## (7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、本市では実施していない事業です。

単位：人日

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

民間の子育てサポート団体が類似の事業を主体的に実施しており、今後も市内全域で利用できる環境が整うよう連携して取り組みます。

## (8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かる事業です。

① 幼稚園型

単位：人日

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 127 | 123 | 117 | 116 | 110 |
| ②確保方策 | 9,360 | 9,360 | 9,360 | 9,360 | 9,360 |
| 過不足（②-①） | 9,233 | 9,237 | 9,243 | 9,244 | 9,250 |

② 幼稚園型を除く

単位：人日

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 233 | 224 | 212 | 207 | 199 |
| ②確保方策 | 2,880 | 2,880 | 2,880 | 2,880 | 2,880 |
| 過不足（②-①） | 2,647 | 2,656 | 2,668 | 2,673 | 2,681 |

【確保方策の考え方】

引き続き、現在の実施施設において実施します。

## (9)時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、認定こども園及び保育所において保育を実施する事業です。

現在、本市では実施していない事業です。

単位：人日

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 96 | 92 | 88 | 85 | 82 |
| ②確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足（②-①） | ▲96 | ▲92 | ▲88 | ▲85 | ▲82 |

【確保方策の考え方】

長時間保育は保護者への支援となる一方で、児童にとっては保護者と過ごす時間が少なくなり、児童の心身への負担も伴うため、事業実施については、保護者のニーズばかりではなく児童の視点にも立ちながら慎重に検討を行います。

## (10)病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

病後児保育事業実施に向けて検討を重ねてきましたが、現在実施できていません。

単位：人日

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 711 | 684 | 648 | 633 | 628 |
| ②確保方策 | 0 | 0 | 960 | 960 | 960 |
| 過不足（②-①） | ▲711 | ▲684 | 312 | 327 | 332 |

【確保方策の考え方】

事業を実施するには、医師との連携や専用スペースの確保等の条件整備が必要であり、ニーズと合わせて令和 9 年度以降の事業開始を計画しています。

## (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在、市内全小学校区で事業を実施しています。

単位:人

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 413 | 381 | 348 | 309 | 288 |
| １年生 | 75 | 59 | 61 | 51 | 54 |
| ２年生 | 79 | 78 | 60 | 63 | 53 |
| ３年生 | 81 | 72 | 71 | 55 | 58 |
| ４年生 | 80 | 66 | 59 | 57 | 45 |
| ５年生 | 57 | 60 | 49 | 44 | 43 |
| ６年生 | 41 | 46 | 48 | 39 | 35 |
| ②確保方策 | 760 | 760 | 760 | 760 | 760 |
| 過不足（②-①） | 347 | 379 | 412 | 451 | 472 |

【確保方策の考え方】

引き続き、現在の施設において実施します。

## (12)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

単位:人日

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ②確保方策 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

今後もこの事業を実施し、育児支援に努めていきます。

## (13)児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止やこどもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱えるこどもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

単位:人

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

本事業について、仙北市では実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

## (14)親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

単位:人

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

本事業について、仙北市では実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

## (15)産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

単位:人日

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| ②確保方策 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

仙北市内には事業施設がありませんが、近隣市に開設されたことから、利用者が増えています。

今後もこの事業を継続し、育児支援に努めていきます。

## (16)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

単位:回

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 198 | 186 | 183 | 177 | 171 |
| ②確保方策 | 198 | 186 | 183 | 177 | 171 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

今後もこの事業を継続し、育児支援に努めていきます。

## (17)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

単位:人

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

引き続き、該当世帯に対して実施します。

## (18)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【確保方策の考え方】

児童人口全体は減少傾向にありますが、3歳未満児の施設利用は増加傾向にあるため、待機児童が発生しないよう受け入れ体制確保のために、民間事業者から参入の意向が示された場合に支援します。

## (19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満のこどもが、保護者の就労にかか わらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。 こどもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

単位:人日

| | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①量の見込み | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②確保方策 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 過不足（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

仙北市では国の方針を踏まえ、令和8年度からの実施を検討します。

## 7　教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

### (1)認定こども園の普及についての基本的な考え方

幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では普及を図ることとされております。

本市ではその地域性も鑑み、市内の教育保育施設の半数以上が認定こども園に移行しており、今後もこの体制を維持できるよう努めていきます。

### (2)幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育のめざすところは、本質的には、すべてのこどもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

本市では 2019(令和元)年から教育・保育アドバイザーを配置し、市内すべての教育・保育施設の質向上、保育者の資質向上、幼小連携に向けた研修の企画や、保育士への指導助言を行う体制を整備しました。今後もこの体制を維持できるよう努めていきます。

また、すべてのこどもの健やかな育ち、こどもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのあるこどもや特別な支援を要するこどもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

### (3)質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす考えを基本に、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、教育・保育の質の向上や妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない地域支援体制の確保に努め、社会全体が協力して、一人ひとりのこどもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

### (4)教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成をめざすものです。

そのためには、こどもの発達を幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校、さらには中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

## 8　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

広域で利用があった際には、利用する方には制度の案内を的確に行い、特定教育保育施設等の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、確認を行えるよう、指導監査等を行うための基準の整備等を検討します。

# 第6章
# 計画の推進体制

# 第６章　計画の推進体制

## １　計画の推進に向けた役割

本計画は、子ども・子育て支援事業計画など既存の各法令に基づく計画を一体的に策定しており、児童福祉、保健、医療、教育など広範囲に関わるものです。

このため、計画の推進にあたっては、行政だけではなく、子育て当事者やこども・若者など市民の参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

次代を担うこどもの健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、関係機関の連携をより一層強め、計画の実現に向けた取り組みを次のように進めていきます。

### （1）市民や関係団体などとの連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけではなく、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や、関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

計画の推進にあたっては、認定こども園、保育所などをはじめ、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行う必要があります。

また、家庭、地域、学校、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や、自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

### （2）地域の人材の確保と連携

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、保育教諭、保育士などの子育てに関わる資格取得者だけではなく、高齢者、ボランティアや子育て経験者など、地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

### （3）市民・企業などの参加・参画の推進

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していくためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。

また、こども基本法では、こども施策の基本理念として、「こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮」が定められています。

こうしたことから、本計画では、こども・若者を含めた市民や企業、関係団体などの意見表明の機会、参加・参画を推進します。

### （4）庁内推進体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、既存の子育て支援に加え、複雑化・複合化したニーズにも対応するために重層的支援体制整備事業での包摂的・包括的な支援ができるよう、保健・福祉・医療をはじめ教育などの関係各部課や関係機関と連携し、部局経営シートを毎年作成し、庁内の推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が、こどもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員のこども施策に関する知識と意識を高めていきます。

### （5）国・県などとの連携

市民に最も身近な行政である市は、こどもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

また、この計画の取り組みは市が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

## 2　計画の点検・評価・改善

### (1)計画の点検・評価と見直し

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCA サイクル(長期的な見直し)と、急速な変化へ対応するため OODA ループ(短期的な見直し)を確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

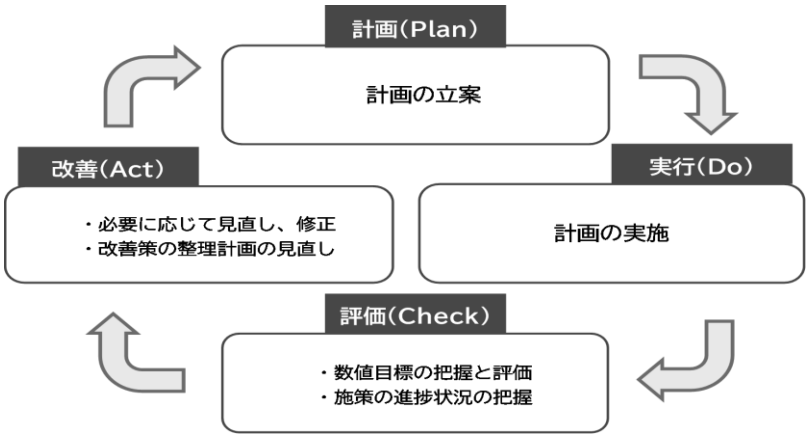


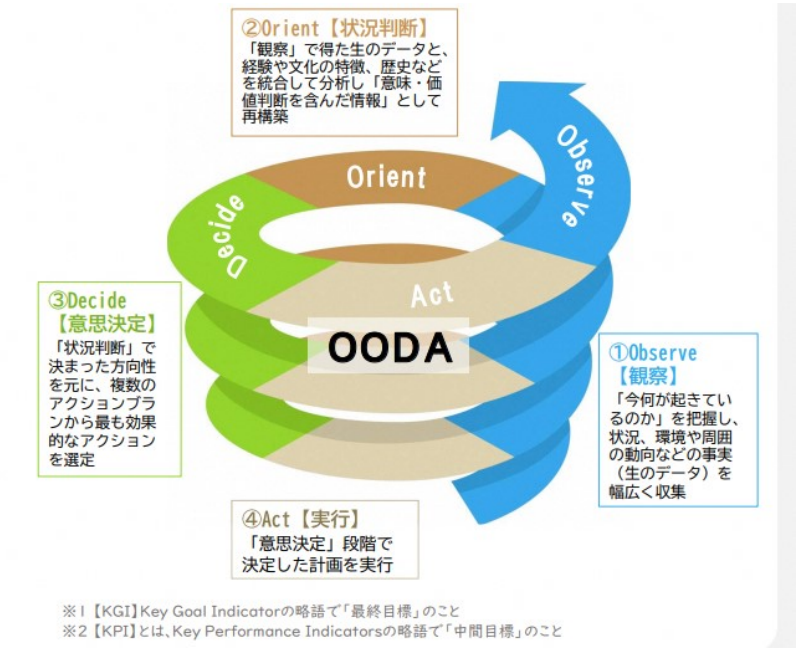

### （2）計画の公表、市民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、機会をとらえて市民意見を把握し、市民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

### （3）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15 歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成をめざすものです。

そのためには、こどもの発達を幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校、さらには中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

## 8　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

広域で利用があった際には、利用する方には制度の案内を的確に行い、特定教育保育施設等の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、確認を行えるよう、指導監査等を行うための基準の整備等を検討します。

# 資料編

# 資料編

## 1　2025 年度　部局経営方針シート

2025年度　部局経営方針シート

秋田県仙北市

| 市民福祉部 | 部（局） | 記入年月日 | 令和 | 6 | 年 | 10 | 月 | 8 | 日 | 部（局）長名 | 草彅　秀典 | 記入者所属氏名 | 市民福祉部長　草彅　秀典 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1.部の役割・使命 | 市民福祉部の使命は、市民の生活・健康を守り支えていくことになります。<br>少子高齢化の様々な課題に対応し、健康寿命の延伸と子育て支援の充実を図るための各種施策を通じて幸福度の向上に貢献していきます。<br>市民が住み慣れた場所で、自分の居場所を持ち、健康で生きがいを感じられる、人と人がつながる共生のまちづくりを進めます。<br>国や秋田県の制度変更に臨機応変に素早く対応し、市民の幸福度の向上に貢献していきます。 | 2.部の人的資源（人）<br>20241001<br>現在 | 正職員 | 152 |
| | | | 会計年度 | 104 |

| 5. 取り組む課題と目標とする達成水準（組織目標） | | 課題を解決するための手法及び事業<br>※ 原則として財務会計上の事業に基づいての記載となるが、それに含まれない活動の記載も可 | 指標及び目標値（KPI） |
|---|---|---|---|
| 課題3 | ○施策名（関係する課）<br>子育て支援保育の充実<br>（こども家庭センター、子育て推進課、保健課）<br><br>○達成水準（KGI）<br>出生率の向上を目指すとともに第2子をもうけやすい環境の構築を目指す。<br><br>【KGI】<br>仙北市市民意識調査満足度（満足）<br><br>・子育て支援保育の充実<br>2023:3.6%→2025:5.0%<br><br>○関係計画等<br>・仙北市こども計画 | 家族形態の変化、就労の多様化、保育ニーズの多様化、地域コミュニティ意識の希薄化が進む中で、保護者が子育てに不安や孤立感を感じることがないよう、相談援助体制の充実を図るために、仙北市こども計画に基づき、下記の事業を行う。<br><br>①子どもが心身ともに健やかに育つとともに、保護者が安心して仕事と育児・家庭の両立ができるよう、認定こども園等の施設による教育・保育の推進すると共に、待機児童減少を目指して乳児（0歳児）特化保育の充実を進めます。<br>A 放課後児童対策事業<br>B 認可保育園等管理費・運営費<br>C 教育・保育施設給付費<br>D 社会福祉法人はなさき仙北補助金<br><br>②各種子ども・子育て支援事業の充実を図るために、母子保健機能と児童福祉機能双方を一体的に運営する「こども家庭センター」を開設。<br>E 子育て支援拠点事業<br>F 母子保健対策事業<br><br>③子育て家庭の経済的安定を図るため、児童手当、育児支援金、出産・子育て応援ギフト等の給付や保育料助成、乳幼児等の医療費助成、多子世帯へのファミリーサポート券配布など、適切かつ効果的に実施<br>G 子育てファミリー支援事業費<br>H すこやか子育て保育料助成事業<br>I 育児支援金給付事業<br>J 保育園入所待機児童等支援事業（補助金）<br><br>④未満児（0～2歳児）の保育料全額助成による無料化と主食（米）の無償提供を行うことで、より一層の子育て家庭の経済的安定を図る。<br>H すこやか子育て保育料助成事業<br>B 認可保育園等管理費・運営費<br>D 社会福祉法人はなさき仙北補助金 | 2025年度目標<br>①～④出生数　75人（2023-76人）<br>①・③待機児童　0人（2023－8人） |